



近世後期における一万石大名領陣屋町の経済的機能

—越後国糸魚川町の場合—

鶴岡実枝子

本稿は、越後国の西端、現在の西頸城郡において享保二年（一七二七）以降、約一万石の大名領を形成した糸魚川領の領主経済に、陣屋所在地糸魚川町が如何なる経済的機能を有していたかを、貢租体系の歴史的变化を通して考察しようとするものである。

領域経済完結の可能性なり限界が、その所領規模の広狭や、生産力、領域の集中・分散度等の諸条件によって規定されることは論を俟たない。独自の領域経済を持ち得ないと考えられる小藩の領主経済と、上級旗本における領主経済と、果して差異があったのか、また幕藩体制と呼ばれる社会体制の全構造の上で、大半を占める小藩の領主経済の現実が、どのようなものであったか、ささやかな一素材を提供してみたいと思う。

—

本題に入る前に、松平氏入封以前の糸魚川町について、簡単に触れておきたい。

近世初期の糸魚川については、知るところが少ない。所伝によれば、上杉謙信の義塩の故事に遡り、永禄（或いは

近世後期における一万石大名領陣屋町の経済的機能（鶴岡）

天文の頃ともいう)の頃から塩の輸送路として、大網峠・地藏峠の細道を経て糸魚川へ至る信州との往来多く、糸魚川は謙信の居城春日山にも近い上に、要害堅固のため、信濃国境山口・虫川の両所に番所を建て、士役人を派遣して警備させ、更に糸魚川には信州の者の宿をなすもの六軒を定めた⁽¹⁾と伝えられる。

慶長三年上杉氏会津移封のあとを受けて、春日山へ四五万石で入った堀氏は、舍弟を山口番所の西北根小屋の城に入れ(遺民一揆で破壊)、同五年糸魚川清崎に築城を着手したと伝えられるが確証はない。

史実として確実性を帯びてくるのは、慶長一五年(一六一〇)堀氏の所領没収後、家康の六男松平忠輝が福島城に入り、越後と信州川中島六〇万石(一説には七五万石)を領するに及び、糸魚川の城には重臣松平信宗・信直父子を配し、一万六千五百石を与えたとする御実紀の記事である。⁽²⁾

慶長一九年忠輝は高田城を築き、福島から移ったが、元和二年(一六一六)忠輝改易の後、高田領は酒井家次の所領(一〇万石)となったが、元和五年松平忠昌が高田城主となる迄の三年間の糸魚川の領主関係は詳かでない。元和五年三月信州川中島より松平忠昌が高田へ入り、頸城・魚沼・刈羽三郡内に二五万石を領するに至り、「忠昌弱齡の故を以て」稲葉正成を与力として附属させ、糸魚川に一万石、旧領(美濃)と併わせて二万石を領せしめた。⁽³⁾更に寛永元年(一六二四)忠昌は越前北の庄(福井)へ移り、松平忠直の子光長が越前北の庄より高田城へ入り(二六万石)、糸魚川には荻田隼人を城代として配し、一万四千石を与えている。⁽⁴⁾以後、所謂越後騒動として、越後中將家が改易される天和元年(一六八一)までの五八年間、糸魚川町は高田藩城代荻田氏の城下町として存在した。

寛永一延宝期の糸魚川町が荻田氏によって、どの程度積極的な町作りが行われたかは、拠るべき史料がない。

前代の糸魚川については、堀氏所領時代に施行された慶長三年の大町検地帳一冊のみが現存する(糸魚川市大町小林家文書)。所謂古検と称される堀検地で、一段三六〇歩、大小半の算法を用いたものである。この慶長三年の検地帳に

第1表 慶長3年大町
持高構成

持高区分	戸数	屋敷持
9石以上	1	1
8~9石	0	0
7~8	2	1
6~7	0	0
5~6	1	1
4~5	3	*3
3~4	1	0
2~3	7	3
1~2	16	6
1石未満	17	7
計	48	22

註1…*内1戸は2筆持ち
註2…はしりの屋敷は除外

り一石八六五七余となる。

この検地帳で見ると、慶長三年堀氏入国当時の糸魚川町は、普通の農村聚落とさして異なるところはない。ただ慶長九年糸魚川に信州問屋六軒が堀氏から指定され、山口・虫川両関所出荷物の通手形の発行を行なっていること（「信州問屋由来記鑑」）、慶長一六年には糸魚川へ宛てた松平忠輝の重臣連署の「伝馬書出」（小林家文書）が存するから、北陸道の宿駅としての機能が与えられていたことが判明する。

萩田氏が在城時代には、山口・虫川の両関所に組下の士人を在番として配置し、糸魚川には四百石から五〇石までの家臣六四軒、その他扶持給金人が武家町を構成していたことが分限帳によって知られ、またその分限帳には町奉行の役名が見られるから、町奉行を配して糸魚川町の行政を執行したことが判るが、町民の身分自体は百姓として登録されていたと思われる。⁽⁶⁾

慶長から元和にかけての目まぐるしい領主の変替のあとを受けて萩田氏時代の糸魚川町は、五八年間の安定期を迎えて如何なる城下町的変容を齎したかは不明であるが、天和元年越後中將家の改易によって糸魚川の城は破却され、所謂城下町は消滅する。

近世後期における一万石大名領陣屋町の経済的機能（鶴岡）

よれば、大町に於て名請人は全部で四八人、外に寺院三、はしり・惣中持が各一筆宛あり、分米高の最高は九石壹斗二升二合四勺、最低は四升貳合、屋敷持ちが二四戸（内寺院一、二筆持ち一戸）、無屋敷二五、また屋敷地のみで耕地を保有しないもの六戸となっている。総分米高九七石六五九八から、寺院、惣中・はしりの名請分八石一〇四を差引いた平均持高は、一戸当

第2表 糸魚川町領主変遷表

天和2~貞享3	幕領
貞享3~元禄1	稲葉丹後守(高田藩10万石)
元禄1~ // 4	幕領
元禄4~ // 8	日向延岡より有馬清純(糸魚川5万石)
元禄8~ // 12	幕領
元禄12~享保2	出羽村山より本多助芳(糸魚川1万石)

尤も、近世初頭以来の糸魚川町は、日本海に面した北陸道からの信州向け交通路の一拠点として、軍事的且つ経済的要衝であり、近世の所謂城下町都市としての性格よりも、交通都市的性格を帯びた在郷町ではなかったか。^(?)

その後、本稿で主題とする享保二年松平氏入封まで、屢次の支配の変転を見るが(第二表)、小規模とはいえ、城の消滅は、糸魚川町に相当の影響を及ぼしたと思われる。

松平家改易後の天和二年、旧高田領内に総検地が施行されたことは、よく知られているが、当時糸魚川町の構成は寺町・大町・新屋町・七間町・横町(のち東西二町に分る)・新田町・鉄炮町の七町となっており、以後幕末まで町名の異同はない。うち前記五町は所謂古町であつて、あとの新田・鉄炮町の二町は慶安年間開町と伝えられる新町である。⁽⁸⁾この二町の新町が如何なる過程で成立したか明らかでないが、所謂古町が北陸道の街道筋に沿つて細長く東西に並置されている(町長一三丁一七間半)のに対し、新町は横町と新屋・七間両町境を起点として、信州路へ向つて南北に丁字形に伸びている(町長六丁三〇間余)。この古町と新町との立地条件の差異は、糸魚川町の信州筋との貨物の中継地として

の発展を考へる上で頗る示唆的である。⁽⁹⁾

旧高田藩領に於て実施された天和検地は、頸城郡関川を境して、東北部は真田伊豆守、西南部は諏訪因幡守(忠晴)の担当であつたといふ。⁽¹⁰⁾諏訪氏の家臣諏訪図書によつて行なわれた糸魚川町の検地請高は、一二七八石八三二で、各町別の石高は第三表の通りである(石盛は上々田一六、上田一五、中田二三、下田一一、下々田一〇、上畑七・五、中畑五、下畑三・七、下々畑二・七、屋敷七・五)。ここで糸魚川七ヶ町のうち、天和検地帳の現存する大町(古町)

第4表 天和4年古・新町地目別比較表

	大 町		新 田 町	
	畝 歩	%	畝 歩	%
田	1731.03	76.5	3.00	0.7
畑	198.14	8.7	263.14	61.6
屋敷	260.19	11.9	161.15	37.7
塩浜	73.20	3.0	0	
計	2263.26		427.29	

第3表 天和4年検地糸魚川7ヶ町請高

町 名	請 高		内 田 方	
	石	石	石	石
寺 町	284.015		251.535	
大 町	231.956		201.689	
新屋町	77.738		63.521	
七間町	110.638		99.299	
横 町	533.777		477.075	
新田町	31.180		.450	
鉄 砲 町	9.528		0	
計	1278.832		1093.569	

近世後期における一万石大名領陣屋町の経済的機能(鶴岡)

第5表 天和4年古・新町持高構成

持高区分	大 町		新 田 町	
	戸 数	無屋敷	戸 数	無屋敷
石 40~50	1			
30~40	0			
20~30	1			
10~20	4			
5~10	1			
1~5	11	3	2	
0.9~1	2	1		
0.8~0.9	2			
0.7~0.8	0			
0.6~0.7	4		1	93
0.5~0.6	3		2	
0.4~0.5	8	2	4	
0.3~0.4	13	1	15	
0.2~0.3	14		65	
0.1~0.2	12	4	6	
0.1 以下	9	8		
戸 数 計	85	19	95	0

と新田町(新町)について比較してみよう。

まず両町の高請地の地目別内訳についてみると、第四表の如く、著しい対照を示している。すなわち、大町においては総反別二二町六反三畝歩余のうち、田が七六・五パーセント、畑が八・七パーセントを占めているのに対し、新田町総反別四町二反八畝歩弱のうち、田は僅かに〇・七パーセント、残りの約三分の二が畑地、三分の一が屋敷地という割合になっている。

持高構成(第五表)についてみると、大町では四〇石八一四五の九郎左衛門(町年寄)を筆頭に、一〇石以上が六名、五石以上一〇石未満一名、一石から五石迄の層が

第6表

別町人別	
新筆田数	戸数
7筆	1
5 //	1
4 //	2
3 //	7
2 //	84
計	95

一一名、残りの総戸数の七九パーセント弱が一石未満の層となっている。新田町の場合は名請人九五名のうち、名主の惣左衛門の一石五二一余と、四筆合計八畝三步の屋敷地を持つ平兵衛の一石二四〇の他は、全部七斗未満という零細反別に平均化している。また大町には無屋敷一九名を数えるのに対し、新田町は名請人全員が屋敷地を持ち、一人別の保有地の規模も、平均一畝一一步の屋敷地と、二畝一九步程度の畑地持ちの町民を標準としている(第六表参照)。

第7表 天和4年等級畑地積
新田町別積

	畝	歩
上畑	220.	19
中畑	*30.	04
下畑	7.	00
下畑	5.	21

*内 14.07は城古材木積
置場(免租地)

既述のように、新田町は鉄炮町と共に、天和検地より三十数年前の慶安五年(一六五二)開町と伝えられるが、天和元年清崎城破却の際「城跡糸魚川町百姓へ被下置候」(「信州問屋由来記鑑」)とあるように、耕地の大部分を占める畑地の殆んどは、城跡・家中地の字名を有し、屋敷地と同じ石盛である上畑にランクされている(第七表参照)。このことは、同じく新町で僅か九石五斗余の高請地を持つ鉄炮町についても、「当町田方無御座候、其外居屋敷地子高迄ニ御座候……」(註)とあって、領主の没落が零細な農民聚落成立の促進剤となったことが窺われる。

新町の構成員が如何なる出自を持つかは不明であるが、恐らく大町の検地帳に登載されている四斗未満の層と等質のものではなかったかと思われる。すなわち一七世紀の後半という時期に、複合家族からの単婚小家族農民の分出という形で新町の形成が推測されるのである。それが従属農民の自立であるかどうかは断定できないが、屋敷地と畑地合わせて四斗未満という零細な小家族農民の分出が可能であった条件は何であったろうか。

次に、彼等の再生産は如何なるものによって支えられていたか、やや時代は下るが、元禄・享保期の明細帳の記事

を追ってみよう。

元禄九年新田町の明細帳には「新田町男女家職之儀は請作之間ニ小あきない并貸手間日用取渡世いたし申候」とあって、自給飯米確保のための請作と、家計補助としての小あきない、貸手間・日用取が再生産の基礎をなしていたことが窺えるのである。元文二年正月の鉄炮町の願書にも「当町之儀過半少々宛請作仕、其外信州へ背負い荷日備取、草履わらんすニ而渡世仕候」と述べられ、信州往還路に沿った聚落の生業を明らかにしている。

このような借地農を主体とする新町成立の母胎となった古町についてみると、享保一五年の大町明細帳に、ほぼその概貌を伝えてくれる。

男かせき之儀田畑作方并浜海獵師其外之者ハ請作或ハ日用貸取持送り等之励ミ仕渡世送り申候、尤近年春秋海獵一円無之、直段過分ニ下直ニ罷成、獵師之儀ハ不及申上日用取ニ至迄殊之外弱リ、冬暮シ等ニ別而難儀仕候、女かせき之儀夏ハ耕作之手伝仕、冬ハ木綿其外網亭うみ賃之手間を以暮し申候、其外渡世之助力ニ罷成候はげみ一円無御座候事、

獵師有無之事、是ハ当村ニ古来々獵師有之、前々々網役銀并船役銀共年々上納仕候、但海獵魚春は鰯鰯鰯鰯、夏ハつばいそ鮪、秋ハ鮭鮭、冬ハ鰯あさは鮫之類取申候云々

一、諸運上之事、是ハ当町商人御役茶たはこ麻干鰯并米大豆小豆之類当所々出荷物入荷物之分、町年寄申御改之上御役銀御取立被成候、尤商船海獵船之儀ハ船肝煎方取立上納仕候、

一、酒屋四軒、是ハ前々々御座候、尤御運上差上造酒仕候事

一、商人之事

内峯軒ハ近在江糶売ニ罷出候、

近世後期における一万石大名領陣屋町の経済的機能(鶴岡)

近世後期における一万石大名領陣屋町の経済的機能(鶴岡)

七軒ハ近在江嶋木綿類売申候

四軒ハ能生町市場江商売ニ參候

五軒ハたはこ麻大豆小豆米干か其外塩肴之類他所江売買仕候

是ハ町中百姓名子水吞迄之内所々江商売ニ罷越渡世仕候事

一、諸職人之事 紺屋六軒、桶屋三軒、大工式軒、木挽耆軒、鍛冶三軒

一、近郷市場市日之事

是ハ能生町ニ前々市立申候、尤市日ハ一月ニ五日十日十五日廿日廿五日晦日此六度ニ商売ニ參候、尤此方
ハ売物ハ塩之類計ニ而御座候、則市場ハ畳庭之類買調持參、当所ニ而売払申候

(この他、桑蚕なし、楮紙すきなしの答申を行なっている)

海岸線に面した漁村聚落の要素が追加されることが判る。もっとも古町五町のうち、中央部に街道を挟んで南北に
対峙する新屋町と七間町とは、伝馬町としての機能を有しており、貞享元年新屋町の「万書上帳」には、獵船三艘、
小廻船三艘が記載されているが、四六年後の享保一五年の同町明細指出帳には「獵師無御座候」と上申しており、各
町間の機能分化の片鱗を窺わせる。

以上、享保期の古町を代表するものとして大町の明細帳を摘記したが、新屋町の同年の明細帳の記事を補足する
と、旅籠屋四軒、紺屋一軒、大工一軒が存在し、また役銀の対象となる出入商品として、茶・煙草・小間物・太物・
呉服・黒鉄・干鰯・米・大豆・小豆の類が挙げられている。これらを扱う商人としては、

式軒は若州ハ茶・鉄之類取寄居売、

五軒は品々商ひ下浦筋近在江せり売に罷出

と説明しており、当時の商圏の範圍をおぼろげながら示している。

煙草・麻・大豆・小豆・米の農産物の他所売の記事が領内農村部生産物の集荷分をどの程度含むか判然しないため、当時の糸魚川町を單なる中継地として位置づけてよいかの決め目を欠くが、水産物としての干鰯や塩肴の類は多分に領外向生産物であつたろう。また女稼として挙げられている木綿織や漁網の苧うみの記事は、單作地帯の冬期の余業として軽視できないものであつたと思われる。⁽¹²⁾ 大町の場合、商人一七軒のうち七軒までが近在への木綿出売、職人一五軒のうち六軒が紺屋であつたこと⁽¹³⁾、また近在への糶売の記事は、元文元年の「御用留」中の七ヶ町糶屋一七軒の数字と思ひ合はすと、過大な評価は慎まなければならないが、加工部門の町在の分業を意味するものと思われる。

要するに、農間余業の実態は、糸魚川町の本来的に持つ農・漁村の要素に、交通聚落としての荷揚・運送等の日傭賃稼、特産地を形成するには至らないまでも、加工業の要素を加味することによって零細農の再生産維持が営まれていたことが推測される。

なお、地主経営についての分析は持ち合わせないが、以上のことから、この時期では零細高持百姓による請作が主流をなしていたのではなからうか。同じく享保期の明細帳によれば、小作直段は、上田壱反ニ壱石四斗、中田壱石三斗五升、下田壱石三斗、下々田壱石式斗五升と録上されており、先進地並みの地代の高さを示している。

ここで、享保二年以降松平氏領となつた糸魚川町の領域内での位置づけを行なうために、松平氏就封の経緯と所領規模等について、ふれておきたい。

糸魚川松平氏の藩祖は、越前福井城主松平光通の長子権藏直堅である。延宝二年光通は三九才で没し、遺領は弟昌親が嗣いだが、本来は相続人たるべき直堅は、父光通の生前、何らかの感情のもつれがあつたらしい。それ以前江戸

第8表 糸魚川領所領構成（寛保3年以降）

	糸魚川領			西頸城郡全域		
	村数	石	高	村数	石	高
川西谷	8	1815.928		20	3327.973	
根知	(糸魚川) 12	1278.832		7(町)	3436.979	
〃	*7ヶ	1944.204		24		
西海谷	7	1562.239		18	2967.296	
早川谷	6	771.596		36	4826.869	
名立谷				31	2862.638	
能生谷				32	4661.331	
西浜領計	7町33村	7372.799	60.9%	7町161村	22083.088	
外ニ美守郷	24	2141.952	17.7%			
魚沼郡	38	2586.973	21.4%			
総計	7町71村	12101.724	100.0%			

註 *糸魚川7ヶ町のうち、寺町だけは西海谷に属するが便宜上、根知谷に含めてある。

近世後期における一万石大名領陣屋町の経済的機能(鶴岡)

六四

に逃れて、延宝四年「格別ニ被召出合力米一万俵を賜」わったが、直堅より二代を経た三代直之の享保二年二月、糸魚川に領知を賜って一万石の大名となったわけである。有徳院殿御実紀の享保二年二月一六日の条に「松平近江守直之、今まで廩米一万俵たまひしが、門地を思召とて領地を賜う」とあるのがこれである。門地の故か、並の一万石大名よりは高い格式を与えられ、殿中席は帝鑑間を以て遇せられ、江戸定府と定められた。従って在所へは陣屋に在所詰役人を派して行政一般を施行したわけであって、直之就封以来版籍奉還に至るまで六代の藩主が糸魚川の領主となつたのである。

一万石拝領当時の所領は領主側の史料が得られないため明確でないが、西浜領(現在の西頸城郡の内)に約一万石、中頸城郡内に二一〇〇石余の構成であったとされる。寛保三年(一七四三)高浪のため、西浜領のうち一七ヶ村約三〇〇〇石は、北魚沼のうちに村替となり、旧領は幕領若しくは高田藩預り地になったといわれる⁽¹⁵⁾。第八表は若干の変更はあるが、寛保三年以降の松平氏の所領構成を示すものである。

吉田東伍の『大日本地名辞書』によれば、西頸城郡について「海洋を西北に承け、山嶽を背にす。諸溪流は各其山谷を出て海洋に放つ。故に村落は皆海浜と溪中に在り。平夷の地最も少し」と地形の説明をし、「方俗西浜又山下と曰ひ、西浜七谷の目あり」と。高峻な山脈の間を縫って南北に溪流

第9表 明治38年西頸城郡
農産地積

地目	地積	%
田	4443 ^{町歩}	54.2
畑	3605	43.9
桑園	149.4	1.8
茶園	3.9	
計	8201.3	

近世後期における一万石大名領陣屋町の経済的機能(鶴岡)

第10表 明治38年西頸城郡農産額

	石		貫目
粳米	43,800	甘藷	118,588
糯米	5,567	大麻	1,322
籾	23	蒟蒻	1650,144
陸類	2,329	午莠	28,610
麦	7,278	楮	2,800
大豆	1,810	柿	246,566
小豆	497	藪	1,090
稗	781	梨	18,645
黍	1,965	蜜柑	22,535
蕎麥	730		
玉蜀黍			

が縦走し、その溪谷に沿って聚落が形成されており、白馬岳を源流とし、糸魚川の西方寺島村に流れる姫川を境に、西を川西谷、東を根知谷と称し、また姫川の東に併行して日本海に流れる大和川(一名西海川)・早川・能生川・名立川・有馬川に沿って、それぞれ西海谷・早川谷・能生谷・名立谷・桑取谷の西浜七谷を形成し、村落の連合として行政区劃の単位である組に組織されていた。

要するに糸魚川領は現在中頸城郡に属する桑取谷を除く西浜六谷総高請地の内、約半分の石高、村数にして約三分の一強を、川西・根知・西海・早川谷の四谷に占めるほか、飛地分として中頸城・北魚沼郡に各二千石余と、三ブロックから構成される。このうち所謂本領と見なされる西浜領三三ヶ村は全所領石高の六〇・九パーセントで、姫川を挟んで根知谷・川西谷を中心に南北に、糸魚川を中心に海岸線を東西に略三角形を形づくり、うち四ヶ村が他領との相給地である。俯瞰的にみれば、それなりに纏っているようにみえるが、子細にみれば、幕領・高田領・神領等が入り込んでいて、領域が分断されている。

同地域全般について、江戸期の生産力を測定する材料が得られないので、町史稿本所載の明治三八年西頸城郡統計によって、農地の地目別比率についてみると、第九表の通りである(水田化率は五四・二%)。その産するところは第一〇表に見られるように蒟蒻が目立つほか、加工原料作物としては大麻・楮・藪の類であるが量的に特産物を形成するには程遠く、西頸城郡

第11表 寛政4年糸魚川領人口表
(「子年人別寄帳」(小林家文書)より)

	男	女	*其地	計	%
西 浜 領	5870	5950	152	11972	66.5
中 頸 城 郡	816	830	40	1686	9.4
北 魚 沼 郡	2339	1981	32	4352	24.1
計	9025	8761	224	18010	100.0
内 糸魚川町	1752	1788	66	3606	(20.0)

* 其他の内容は、出家・禪門・檢校・社人・座頭・山伏・替・尼・神子である

総戸数一一、〇三二戸中、専業農家六三七戸の数字は、農業生産の貧弱さに照応するものであろう。もちろん明治も後半になってからの統計であるから、これを以って江戸期の農業生産を類推することは危険であるが、農業生産力の發展度は余り高くないと判断しても大過はないと思われる。¹⁶⁾ なお農地の一・八パーセントを占める桑園については、町史稿本に「西浜の谷々は、古より野生の桑を摘んで養蚕をやったもので、糸魚川絹・西浜紬・西浜真綿の名多少世に知られたものが、今日其進歩の遅々たるは怪しむべし」とあるが、江戸期の養蚕業については史料の裏付けを見出せない。

明治一二年以降、東・西・中の三郡に区分された頸城郡のうち、他の二郡に比して西頸城郡の圧倒的に多かった産業は水産業であると町史稿本は記し、明治三八年西頸城郡総戸数一一、〇三二戸のうち専業漁業六百戸(三五六〇人)と専業農家戸数に接近している。ただ製塩については僅かに四八竈を数えるのみで、江戸期に於て西廻航路開通以前には多少知られた塩業地帯も、衰退の時期は確定できないながらも、微々たるものであったらしい。

以上、史料的制約から誠に不十分ながら、領主経済を規定する条件として、糸魚川領の構成を一瞥したわけである。このような領域の中にあつて、唯一の町を構成した糸魚川町は、石高にして西浜領内で一七・三(三領合計では一〇・六)パーセント、人口の集中度では寛政四年(一七九二)現在、西浜領総人口の三〇・一(三領内では二〇・〇)パーセントを占めている(第一一表)。

但し、第一一表は、陣屋町としての武家人口を含まない。文化六年正月改「御列御知行附」(小林家文書)によれば、松平

氏の家臣は、家老以下七五名で、知行高六八八名、御扶持方五二二石（二九〇人扶持）、外四〇石分の計一二五〇石が給禄米に充てられており、在所諸役人の数は、延享三年五月の数字で、郡代以下士分格九名のほか、手代・足軽一六人、仲間一〇人の計四二人程となっている。天保九年現在は上下共五三名（町史稿本）。

以下、米納地代を基礎とする領主経済の循環に、糸魚川町が如何なる拘わりを持ったかを、領主米の換金機構を通して検討してみよう。

註

- (1) 「信州問屋由来記鑑」（糸魚川市相馬御風記念館所蔵）本書は幅員義氏によって「信濃」九卷六号に、また稲田泰策著「姫川史料随感録」第二集（糸魚川市教育委員会）に全文が印行されている。
- (2) 「台徳院殿御実紀」慶長一五年閏二月五日の条には、「其臣松平甚兵衛信直は糸魚川の城をあつまり、叙爵して筑後守と称す。禄万石に及ぶ」とある。松平信直の禄高は「高田市史」上巻三七頁による。
- (3) 「台徳院殿御実紀」元和五年三月の条。
- (4) 「寛政重修諸家譜」によれば、稱葉正成は忠昌越前移封の際辞して従わず、寛永四年下野国真岡へ転封とあって糸魚川退去の正確な年次は詳かでない。
- (5) 「荻田主馬家中分限」（糸魚川市新田池原家文書）
- (6) 貞享元年「新屋町人別并万書上帳」に本百姓一八間、町百姓一〇間、名子三一間の記載がある（糸魚川市役所蔵「糸魚川町史稿本」所引）。
- (7) 元来、北陸道と信濃との交通は、姫川溪谷に沿った糸魚川街道と、関川更に北部の信濃川溪谷の三線によるの他なく、殊に越後西部及び越中・能登方面への連絡は、この糸魚川街道によったことは地理的に明瞭である（本誌鎌田永吉論文「糸魚川周辺関係略図」一一九頁参照）。
- (8) 「糸魚川町史稿本」。この稿本は大正七年から一〇年にかけて、当時の糸魚川町から委嘱を受けて同町木島藤兵衛氏が執筆されたもので、現在所蔵関係不明の史料が多く収録されており、故人のご努力に敬意を表すると共に、恩恵に深く感謝する。
- (9) 「信州問屋由来記鑑」に、享保年中「新田町鉄炮町ニおゐて前々々信州者根知谷之者たばこ大豆背負參、内証ニ而売買仕、問屋附ニ不仕段相聞候、向後獲ニ不仕問屋附たるべき事」とあり、新町に抜荷人が多かったことを示している。
- (10) 「中頸城郡誌」第二卷一〇三頁
- (11) 享保二年八月「越後国頸城郡根知谷糸魚川鉄炮町百姓

近世後期における一万石大名領陣屋町の経済的機能（鶴岡）

近世後期における一万石大名領陣屋町の経済的機能(鶴岡)

六八

指出帳」(町史稿本)

- (12) 糸魚川町人口の推移の詳細は不明であるが、享保一五年大町では男三一〇人・女三一五人、新屋町では男一三五人・女一五〇人と、女性人口が僅かながら優位に立っていることは、女子労働の在り方を示すものではあるまいか。

- (13) 糸魚川町後期の浮役の課税項目の中に桁糸染紺屋役がある。

- (14) 「続片叢記」(福井県郷土叢書第二集)

二

糸魚川領の年貢は原則的には三分の一金納制である。現物納たる米のうち西浜領七町三三ヶ村高七八〇〇石分の年貢米は西郷蔵・東郷蔵・田伏蔵に収納されたが、享保一五年の大町明細帳の御年貢岸出の項に「御米之儀は近年町方江相渡り申候ニ付百姓方江浜下ヶ等相懸り不申候」とあって、前代の天領時代は江戸・大阪への廻米が行なわれたらしいが、松平氏になってからは大半は地払であったらしい。

領主米を有利に換金化するための津留は諸藩に於てみられるところであるが、糸魚川領に於ても、享保二〇年(一七三五)九月に沖ノ口米穀入船の停止を八ヶ町(七町のうち横町東西両町として八ヶ町)庄屋中に申渡している。翌年三月二五日に一旦沖ノ口米穀入船を許可したが、翌日又々江戸屋敷からの指令として許可を撤回、町方からは屢々飯米不足の故を以て沖留難渋の願書を提出している。この願書は採用されず、四月には更に町方からの願出によって出来も禁止している。そして同年七月旅米の入船を解禁し、翌八月から沖ノ口出入米に対して壱石に銀三匁の役銀を徴収

- (15) 「中頸城郡誌」第一卷二四七—二五二頁等に拠る。

- (16) 「町史稿本」にも「本邦(西頸城郡——引用者)は地勢の然らしむる処で、東頸城より面積大なれども開墾面積狭く、其農業よりあがる価格は其だ少い。他の事業の進歩せるに比して農事の発達せざるは著しく目立ち、肥料の如きは全く統計に乗っていない」と記している。

- (17) 領主米の換金機構については、中井信彦『幕藩社会と商品流通』の第三章第一節「前期における領内米穀市場」に、多くの示唆をうけている。

することになった。このように出入米に役銀を課すことよって領主米の米価の維持を図ったわけであるが、領主米の換金化には、どのような機構を持っていたかについて検討してみよう。

まず例年貢収納期の一二月に八ヶ町へ対して定式拝借米が貸付けられ、その返納は端境期の六月に払米直段によって代金納される。元文元年（一七三〇）一二月の例によれば計二六〇俵が町民へ貸下げられており、その内訳は次の通りである。⁽¹⁾

- 一、米拾八俵 庄屋中 寺町大町新屋町
七間町横町両丁
- 一、同六俵 右同断新田町鉄炮町
- 一、同百三拾七俵 六ヶ町中へ
- 一、同三拾八俵 新田鉄炮式ヶ町
- 一、同三拾八俵 信州問屋六人
- 一、同五俵 古賀坂又右衛門（駅問屋……引用者註）
- 一、同拾八俵 舟頭中

一般町民のほか、米の需要者として信州問屋・駅問屋・船頭中の存在があったわけである。

このような恒常的な拝借米は松平氏入部以前にも行なわれ、その量も多かったことは、元禄四年（一六九二）九月の信州問屋の願書案によって窺われる。⁽²⁾

乍恐以書付奉願候御事

一、糸魚川町米不自由之所ニ御座候ニ付信州々罷出候旅人共賄兼申候ニ付先年々拝借米仕、右旅人共賄来候、依之当年も御米何程拜借被為仰付可被下候、代金上納之儀は来申ノ夏中御払御直段を以急度上納可仕候御事、右之

近世後期における一万石大名領陣屋町の経済的機能（鶴岡）

近世後期における一万石大名領陣屋町の経済的機能(鶴岡)

七〇

通被為聞召上被為仰付候ハ、難有可奉存候、以上

元禄四年未九月

信州問屋

(六名連印略)

御代官様

更に寛保元年(一七四二)一月八ヶ町庄屋の願書に「糸魚川町へ先年〆拝借仕候御米之儀、宿場為御救御米四百俵宛御拝借仕候処ニ其後減少仕、其上御直段外拝借並ニ御取立被為遊候ニ付迷惑奉存候、依之御米減少之義務別古来之通三分一御直段被仰付可被為下候」とあつて、宿場助成を名目とした前代の拝借米が、享保以降領主の交代と共にその額を減じられ、返納直段が三分一金納直段より高かつたことを示している。

因みに、寛保元年六月の返納直段についてみると、十兩に付二六俵の三分一直段に対し、夫喰拝借米直段は二五俵と一俵高になっている。

この拝借米が、どのような形で町民に分配されたかは判然しないが、このような市中相場より高直段の米が、町民の大部分を占める細民層の食料となり得たとは考えられない。憶測の域を出ないが、町庄屋の才覚によって限定された一部上層町民の需要に充てられたと思われる。この意味で拝借米の減額と返納直段の引き上げは、領主の交替による所領規模の縮小もあるが、領主米の換金手段が、一般町民を対象とする前代とは稍異なつた方向へ志向してきたことを示している。

先にも触れた信州問屋は、信州からの旅人の宿として交通労働者に相当量の飯米を必要としたことは、元禄四年の願書でも明らかであるが、別に大きな比重を占めていたのは酒造用米であつたと思われ⁽³⁾る。

城下町の酒造については、従来からその比重の高さは指摘されるところであるが、糸魚川領に於ても、原則的には

酒造は町に限定されて居り、現実の醸造高は明らかでないが、天保九年五月の巡見使出役の際の町庄屋の記録に

酒造人七人 株高合式百七拾八石四斗

此酒造米高式千百四拾九石造込之由

とあって、酒造制限令による減石はあるにしても、その比重の高さを示している。

酒造の町の独占については享和二年三月糸魚川町酒屋仲間の願書に

越後守様御領分之節ハ勿論、其後御料所又ハ御私領ニても西浜一円御同領之節迄ハ西浜御高式万石余之場所、当所限ニ酒造商売御免被成下……凡年数九拾年以後ハ西浜之儀御料所御私領入交リ之御場所ニ罷成候ニ付当所ニ不限勝手次第ニ酒造人出来、別而近頃ハ在々ニ多分酒造人出来仕候ニ付酒売捌方不宜故無抛酒造米減少仕、造酒商売仕候得共迎も酒造商売行届不申難波仕候間、無是非当所酒株之内式株、天明三卯年奉願上候上、魚沼郡御領分並柳新田孫三郎、同所須原村五郎助兩人江讓渡候義ニ御座候(小林家文書)

と述べられており、松平氏領となつた享保以降、支配関係の錯綜化によつて町の独占營業が困難になつた事情が推測されるが、前代に引き続いて蔵米の消化源として町の酒造が重要視されたことは、入酒の制限と共に販売直段が領主によつて規制されていたことによつても判る。すなわち販売直段の決定は酒屋仲間の願出による認可制であつた。元文三年九月二四日新酒一升につき銀一匁七分の届出を行なつた酒屋に対し、同月二九日「酒直段之儀……仲間ニ而不埒ニ極、下直ニ売商致候者有之由、以書付可願出旨」申渡され、翌月一〇月四日酒直段は壹升ニ付文銀壹匁八分と命じられている。酒直段の公定は錢座によつて上申される錢相場を勘案して行なわれたが、何れにしても原料米たる蔵米直段低廉化の防止策であつたかと思われる。

松平氏の入封後、町の酒株が七軒と限定され、メ株の制がとられるのは宝曆元年（一七五五）五月であるが、それ

前にも役金の徴収を行ない、新株の願出は概ね認可されていないから、明株や株の移動はあつたにもせよ、大体七軒の酒屋が存在したとみてよい。これら酒造は、町年寄小林両家を初めとする町内の最高クラスの上層町民若しくはその分家筋(名目上カ)によって営まれ、地主的要素の強いものが大半を占めていた。従つてその原料米には当然作徳米が充てられたと思われるが、更に領主の払米も相当の比重を占めていたことは、後年の史料であるが、文化四年越後幕領の石代相場書上に関する調査に出張した公儀勘定所の役人が、糸魚川町の米穀関係の商売人の買入帳面の提出を求めたところ、「酒造屋共買入帳も御取寄御覽被成候所、直段付無之候ニ付御尋御座候所、是は領主払米買入候儀ニ而右払米は十二月ニ至相庭相究代金相納候ニ付当時代金書記不申、勿論右代金は所相庭々格別高直ニ付見合相成兼候(3)」と、酒造米が所相場の基準にならない旨の答申を町年寄が行なつてゐることからも推測される。もちろん諮問の目的意図から推して、町年寄の答申に作為の存することは当然考えられるが、酒造における領主米の比重を評価する資料にはなり得ると考えられる。

酒造用米としての蔵米の処分については、次のような史料がある。

借用申米代金之事

一、御蔵米百六拾八俵七步五厘

代金六拾四兩三步 拾毫勿三分四厘

右之御蔵米、今般我等商売仕入ニ如斯借用申所実正ニ御座候、然ル上ハ来四月中ニ貴殿上納金之間ニ合返済可申候、利足金之義ハ三月四月ニヶ月分毫割之利足加へ、元利共ニ急度相渡し可申候、(下略)

寛保元年酉十一月廿日

預り主横町 高野孫左衛門

証人 寺町 奥泉源五郎

倉若善兵衛殿

御用留の記事によれば、この横町酒屋孫左衛門の借用米は町年寄方の酒商売米に見込まれていたが、町年寄の了解を得て融通されたものであった。証文の宛名人善兵衛は町庄屋ではないので恐らく蔵元類似の米屋であろう。拝借米を含めて蔵米の処分は町庄屋乃至米屋に委託され、酒造米の場合は仕込期の十一月に払下げを受け、代金は翌年二月に御払米直段で返納するのが定法であったと思われる。二月以降月一割(一步)の利息が付されているのは、延納分を意味する。

酒造米の拝借がほぼ恒常化していたことは、安永七年四月類焼のため休業願を提出した酒屋三軒が残りの酒屋仲間に対して、酒役金と拝借米代の肩代わりを依頼していることよって知られる。⁽⁸⁾

以上の定式拝借米・酒造原料米は、前代から引継がれた領主米の換金手段であるが、松平氏入封以後ほぼ恒常化したものとして、才覚金と呼ばれる調達金の返済用米が存する。

註

(1) 糸魚川町年寄御用留(小林家文書)、以下註記のない史

料の引用は、総て同御用留の記事による。

(2) 相馬御風記念館所蔵「郷土史料」

(3) 糸魚川の酒の需要は、宿場町と漁村聚落としての性格

上、その比重は相当高かったと思われる。享和三年二月の酒屋仲間の書上(小林家文書)中に「当所之儀ハ漁

近世後期における一万石大名領陣屋町の経済的機能(鶴岡)

胤之有無ニて酒売捌方甲乙御座候」と述べられている。

(4) 大瀬林右衛門手控「御巡見使様御旅泊諸用記」(「町史

稿」本所収)

(5) 酒直段願出の一例を示せば次のようなものである。

乍恐書附を以奉願上候

一、酒寄番煮込仕候附御断申上候、当年ハ別而銭相場下直ニ而引合兼難渋至極仕候、格別之御慈悲を以直段宜被

近世後期における一万石大名領陣屋町の経済的機能(鶴岡)

七四

御付被為下候様奉願上候、以上

安永七年戊五月

水谷平兵衛

(外三名略)

五月七株のほか停止となる。

(7) 「御公役様御尋ニ付御答一件」(小林家文書)

(8) なお凶作など米不足の際の酒造米の移入については沖

(6) 延享二年二月領内限り造酒の分株を認め、分株人は株高の如何に拘わらず真加金百兩上納と定め、宝暦元年

三

一般に、御用金賦課の頻度によって領主財政の困窮度を測定することや、封建領主の苛斂誅求の指標とされる御用金の賦課は、糸魚川の場合、少なくとも前期において年貢の収納期に、公定の御払米直段に月二歩の利息を付して現米を以って返済される、蔵米を引当とした合法的な前借金であった。

松平氏の御用金の賦課は、入封後間もない享保一四年に藩主の大阪勤番に際して町中に三五〇兩を課したとあるのが、史料の上での初見である。この時の賦課がどのような形で実際に町中の負担となったかは詳かでないが、その後才覚金・御頼金と称せられた調達金とは区別されるものであったらしい。次に掲げる史料は、その間の区別を示している。

元利

一 古金貳百貳拾九兩貳分六匁

此新金三百七拾八兩三分五匁四分

此代米千六拾七俵貳斗貳升八合四勺

但文字金拾兩ニ式拾八俵壹歩八厘

右八当辰六月八日新田町甚左衛門新右衛門市兵衛横町仁兵衛新屋町作右衛門助左衛門七間町作左衛門次郎兵衛仁

右衛門大町藤右衛門寺町喜右衛門理助右拾貳人之者共々差上候当分御用金也、六月十五日以前相納候金子之事故
新古無差別御返済可被成事ニ候得共、御要用之節差上候金子ニ付六半之増歩加へ、新金相場を以元利共ニ此度御
返済被成候、蔵割賦ハ金主共望次第東西何れニ而成共可相渡候之間、書付可被差出候

一、新金六拾兩

此代米百六拾九俵三升貳合

但文字直段右同断

右八ヶ町酉年ニ御用金年賦之内也、年賦金之儀ハ諸方共ニ金高新古同様ニ相成候ニ付増歩無之候、蔵割賦右同断
右同様共ニ早速各召呼可被申渡候、代米勝手次第受取候様可被申渡候、以上、

(元文元)
辰十二月十日

御役所

兩人宛 (町年寄一引用者註)

元文元年の金銀改鑄によつて、新田町甚左衛門以下一二人が同年六月に上納した当分御用金は六半の増歩による返
済、享保一四酉年上納の町中御用金の年賦返済分は増歩なしの新金相場による代米渡しとあつて、特定個人の上納金
と、一般の御用金に差別のあつたことを明らかにしている。

この特定の金主層による才覚金は、江戸屋敷暮仕舞金の必要から毎年一二月の調達が慣例化しており、寛保二年
(一七四二)一二月の例でみると、前年の酉一二月上納の二〇〇兩⁽¹⁾に対し、一二ヶ月分の利息四八兩(月二歩)を加え元利
金二四八兩を、金一〇兩ニ付米二八俵替の換算率で現米二二二俵を以て返済している。

このような一応合法的な領主の前借金も、領主の公儀勤役(具体的には享保一一年大坂加番、同一二年馬場先御門
番、同一三年日光祭祀奉行、同一四年大坂勤番等々)と、享保一六年江戸上屋敷類焼、在所陣屋焼失等の臨時出費の

近世後期における一万石大名領陣屋町の経済的機能(鶴岡)

累積で、年を追うに従ってその頻度を増し、更に寛保以降の米価の低落は領主家計を圧迫し、毎年の江戸屋敷敷暮仕舞金の調達のみならず、六月盆前の調達金才覚、また例年の六月拝借米代金の繰り上げ上納が恒常化してくる。そして負債の累積を返済期に利息を附して証文の書替えを行なって糊塗していた領主側も、延享四年(一七四七)三月江戸屋敷からの申越として、向五ヶ年の利率の引下げを申渡すに至った。

一、去寅上納之金子不殘利金巷割ニ御頼被成候事

一、当年ノ諸才覚金是又利金巷割ニ御頼被成候事、右之趣諸向江当年ノ未年迄五ヶ年之内御頼被成候、町方才覚之金主へも此段委細ニ被為申聞、五ヶ年之内ハ此趣ヲ以追ミ御頼之御用違背無之様令各ノ可被申聞候、右之外所々口入之小才覚金ハ利なし年賦御返済ニ相成候管候事

卯三月

右之趣八ヶ町庄屋中招呼金主共江委細ニ罷通候様ニ申渡候

領主の才覚金に応ずる金主層は、八ヶ町内で凡そ三十人内外に固定しており、町年寄・町庄屋を介してその都度経済能力に依じて領主家計の才覚を行なったわけである。

利金の引下げの行なわれた翌年、延享四年六月には盆前江戸登せ増金才覚一五〇両、翌々八月更に領分水難のため急御入用金一〇〇両の才覚を命じられた際、上金難波の口上書を提出した横町五右衛門・久兵衛・小右衛門の三人は、「何分ニも相働御用達可申候ニ纒之金子ニ難波致、其上町年寄方ニ而口上書近頃不届ニ候」として、割当金は免除されたものの、過料錢三貫文宛を徴収されている(寛延三年二月にも同様の例あり、註(3)参照)。御頼金とはいうものの、この種の才覚金の徴収が、米納地代制を基盤とする封建領主権力の強さによって裏付けられていたものであることを如実に表現するものであった。

ひき続き、寛延三年一月にも領分水難損毛引高過分、春御目見入用等の御物入によって、先年からの上納金元利返済のお断りを申渡し、更に一二月には藩主の任官入用（五代藩主賢房日向守叙任）として町方へ二百両の才覚を依頼している。

このような領主家計の逼迫は、領内の水害等による天災や、米価安が拍車をかけたと思われるが、既に延享四年の利下げ、寛延三年の元利据置の処置をとった藩当局は、宝暦三年（一七五四）に至り、家計のテコ入れを行なうことになった。すなわち、町の御用金調達能力が限界に達したと判断した藩当局は、高田藩領の港町今町（直江津）の越前屋（福永）十三郎、江戸秋葉別当満願寺からの借入金と、領外からの借入金を行なうと共に、糸魚川町の町人三名を「御勝手取統御用」として藩役人に登庸している。町年寄小林家の「御用留」宝暦三年八月一二日の条によれば、次の如き申渡を領内町在の町年寄・惣割元へ発している。

申渡覚

一、近年御勝手御不如意ニ付、在江戸御在所之御役人一区雖令会談、於御在所も打統御頼御用金を為致調達、御弁用仕來候得は、町家之もの共□候ニ随ひ、御領分村方迄も自然と衰微之弊ニ相成候、依之此上公辺不慮之御役用ハ格別、決而是迄之通町家之者江御頼御用一向出金難申付之旨、三年以前未春中御在所御役人専申切候付、御取統之手段無之候、江戸御在所双方ニ而何分ニも金主可聞繕旨被仰付、於御在所は今町越前屋十三郎江相頼、江戸ニおゐてハ秋葉別当満願寺へ頼候而、右出金も致初候処、聊御領知村方及難波、剩狼藉至極之致方、甚以不屈之仕方可被蒙糺明処、西宮又兵衛と申町人仕送出金可申由、既御在所江も致度罷越候得共、初発々吟味相究候筋皆以令齟齬、却而御身上向致破乱、打統為相勤被差置候而は決而御領知ニも可及難儀基ニ相聞へ候ニ付、右仕送之者共被召放、其上御取統至極大切之場ニ至候所、折悪敷數十年來無之米穀下直ニ付公辺御勤は勿論、御家中御扶助

近世後期における一万石大名領陣屋町の経済的機能（鶴岡）

も成兼、必至之御難波被成候、依之御家中給扶持も省略ヲ以御借り米被仰付、并江戸御在所共ニ先年ノ追々御借入金之分都而当酉年ノ丑年迄五ヶ年之内元利共ニ御返済之儀御断之積、則江戸御出入之面ニは各承知事候、於御在所も同様之儀ニ候間、右御返済御断之趣心得違無之様、町年寄割元其向寄ヲ以金主面ニ早速可申渡候、寅年ニ至、何れも御返金之手段可申渡候、(中略)松山清右衛門・松倉助左衛門・池原市右衛門当春ノ被召呼、今酉年ノ丑年迄御勝手御取続引請之儀御頼被仰付候得共、各近年致微禄候得は出金之術無御座由再三御訴訟申上候得共、於御前御口被仰出御用之趣難然止、於今町福永十三郎と申者江出金相頼、御得心之上及御請候、(中略)自今以後清右衛門・助左衛門・市右衛門儀は町家之職分相離、御役人同意ニ熟し、御為之筋可相励之旨被仰付候事、

直江津今町の福永氏については、廻船問屋を営み、同町の大肝煎を勤める富商という知識しか持ち合わせないが、糸魚川藩との拘り合いは、地理的關係から推して同藩の飛地下美守郷(俗に六万部領)と魚沼領分との収納米の処分にあつたと思われる。江戸満願寺からの借入金は恐らく祠堂金に類するものと思われ、西浜領七一三六石余之収納米を引当てに千九百両を年利二割、五ヶ年賦返済の条件で西浜領の町年寄・割元・用達連印の上、藩役人の奥印による郷借の形式をとっている。

このような領外からの借入金による赤字の補填策と共に、糸魚川の町人三名を「御勝手取続御用」に登用したわけである。財政のたて直しに領内の有力商人を登用することは珍しい例ではないが、糸魚川藩の場合、彼らの登用が、どのような積極的意味を持つものであつたかは不明である。また登用された三名が当時如何なる営業を持っていたかも詳かでないが、三名のうち松山氏はのち町年寄に、他の松倉・池原の両氏は当時、錢相場の届出に名をみせているから、錢座であつたと思われる。錢座の機能も明らかでないので憶測の域を出ないが、金融を本業とし領内の貨幣相

場をコントロールし得る地位にあつたものではあるまいか。⁽⁶⁾

四年後の宝曆七年一月糸魚川藩では今町の福永氏に江戸御仕送引請を依頼し、領内へ次のような申渡を行なつてゐる。

申渡覚

一、今般福永十三郎へ御仕送之義永久厚御頼ニ付及熟談候、依之御物成米金諸役浮役運上夫食延売米代其外臨時取立物ニ至迄不殘福永十三郎江相渡候間、各此旨相心得、先格之期月ヲ以役所ヨ取立可申付之旨無相違急度取立、十三郎方へ可被相渡候、尤納次第受取方加判対談之義ハ其時之御代官兩人ヨ可申談条、間違無之様可被相心得候、勿論如斯福永十三郎御頼之上永久万式引受相究候上ハ糸魚川町ハ不及申、御領内鄉村共令安堵、穩ニ家業令相統候様、各支配町方々江も可申渡候、是又十三郎江致対談度筋も有之候ハ、勝手次第直談可有之候、以上

宝曆七丑年十一月

浦野彦 惣

加藤理平治

浦野安左衛門

中村惣 八

小林九郎左衛門殿

奥泉伝 左衛門殿

哥川助之丞殿

小竹九右衛門殿

岩崎七右衛門殿(宛名人は町年寄・割元―引用者註)

近世後期における一万石大名領陣屋町の経済的機能(鶴岡)

しかし、福永氏に江戸仕送り御用を依頼したといっても、申渡書にあるように町の金主層の負担が軽減されたわけではなかった。翌宝暦八年一月「江戸表両度の御不幸、其上当時御役場御勤被遊候得ハ必至と御差支、殊更当年米直段下落ニ付無拠出金之儀御頼被成候之間、来廿五日迄之内才覚致上納無滞御越年御用相整候様出情可申之間、御頼之趣、金主共江可被申渡候、尤御返済之義ハ二月先納金、六月取立之拝借米代之内を以、半金宛返済可相渡候」とあって、百五十両を一九人へ割賦している。収納米引当の才覚金調達は、更に二月先納金、六月取立の拝借米代を引当とする自転車操業の様相を呈している。更に翌一〇年五月一五日の御用留の記事によれば、將軍代替りについでの上物、そのほか竹橋御番所当番中の入用につき、今町の福永氏へ金談をなしたが、米下直のため金子不廻りにつき金策の目途がつき難いとして、来月取立の拝借米代金の繰り上げ上納を町方に命じている。もともと、この拝借米代金の繰り上げ上納については、壹ヶ月の公定利息を下付する条件であり、また昨暮の才覚金百五十両の返済用に見込まれていたから(但し、半金は当正月返済済み)、その金主達に対しては、元金の半金の利息のみを下付し、元金は蔵米切手を交付することによって返済を回避している。すなわち、同年六月十六日八ヶ町からの拝借米代完納の際に作成された勘定書は、その間の事情を明確に説明してくれるので、次に掲げておく。

覚

一米式百五拾四俵 八ヶ町拝借米代、信州問屋、往来問屋、舟仲間

代金七拾三両式歩 七匁三分八厘

但金拾兩ニ付三十四俵半かへ

但兩替六十目

内金六十四兩 五月十八日納

此利壹兩壹分 壹匁八分

是ハ例年六月上納之所、急ニ五月上納仕候様ニ被仰付、依之壹ヶ月分利足被下置候、

元利六拾五兩壹歩 壹匁八分

差引残り 八兩壹歩 五匁五分八厘 不足取立可申分六月十五日ニ取立

一金七拾五兩 卯暮御頼金百五拾兩之内、半金

此利拾兩貳歩 元利当正月相済、只今半金元利相渡不残相済

元利ノ金八拾五兩貳歩

内金七拾五兩 御蔵御切手ヲ以当暮迄御借居被遊候

残り金拾兩貳歩 御返済

此訳 八兩壹歩五匁五分八厘 拝借米代不足取立申候分

貳兩九匁四分貳厘

是ハ九郎左衛門ノ運上米取立之内ヲ以相渡ス

才覚金及び先納分について、月二歩の利息が附されていることは、一見合理的な貸借関係を示すかの錯覚を持たしめるが、こゝで注目すべきことは、返済用に充当される領主米の米直段である。因みに前年の宝曆九年十月の糸魚川町の上米書上平均相場は金一兩に二石三一五であつて、領主の定めた夫喰拝借米代一〇兩に三四俵半(四俵一石)は兩に一石三八〇に当り、その間にほぼ倍近い開きがある。

といった、越後頸城郡地方の幕領の石代相場は、享保一九年以降高田・今町・糸魚川三町の十月一五日から晦日迄の上米平均相場に壹斗二升上りと定められていた。従つて幕府勘定所へ提出する糸魚川町の石代直段は、他の二町高

近世後期における一万石大名領陣屋町の経済的機能(鶴岡)

第12表 糸魚川領御定米直段并書上相場表

年次	御払米	三分一	願金納	夫食拜借	10月書上 上米相場
享保 20	40俵替 (1.800) 石	43俵替 (1.720)	40俵替 (1.600)	41.5俵替 (1.660)	石 1.400 ~1.180
元文 3				* 20俵 (0.800)	
" 4				* 23.5俵 (0.940)	1.550
寛保 元	26俵 (1.040)	25俵 (1.000)			1.300 ~1.350
" 3	27俵 (1.080)	26俵 (1.040)	24俵 (0.940)	25俵 (1.000)	1.450 ~1.360
延享 4				* 21.5俵 (0.860)	1.380 ~1.500
寛延 元				* 25.5俵 (1.020)	1.400 ~1.480
宝暦 7				* 24俵 (0.960)	2.340 ~2.320
" 9	1.460	1.420	1.380	1.380	2.340 ~2.290
" 11	1.400	1.360	1.280	1.320	2.870 ~2.850
" 12	1.320	1.280	1.200	1.240	2.930 ~2.890
" 13	1.180	1.140	1.060	1.100	2.710 ~2.630
明和 2	1.120	1.040	0.960	1.000	2.730 ~2.700
" 3	1.200	1.160	1.080	1.120	2.840 ~2.790
" 5		0.820		0.780	1.870

近世後期における一万石大名領陣屋町の経済的機能(鶴岡)

註 1. 俵表示の数字は金10兩ニ付、石表示は金1兩ニついでる値段。

2. 前四項の領主公定直段は毎年11月末に告示される。

3. *印は翌年6月返納時の直段につき、前年の告示直段と若干異司があるかも知れない。

田・今町の相場を勘案しながら、領主の代官と町年寄との默契の下に人為的な操作が行なわれ、実際の地相場の七、八掛位の安直段を書上げるのが慣例であったが、その点を考慮しても領主の公定米価とは可成りの開きがある。

第一二表は断続的ながら、享保末年からの書上相場と領主米の公定直段の差異を示したものである。見られる通り、領主米の公定直段は三分一金納直段のほか、願金納・夫喰拝借米・御払米直段の四通りがあつて、願金納直段が最高にランクされ、夫喰拝借米が同価若しくは次にランクされている。享保二〇年の書上相場が不明であるが、松平氏入封後前期の領主米の公定直段は、実際の地相場と余り開きはなかつた模様である。寛延元年から宝暦六年迄の九年間の数字が得られないので明確な断定は下せないが、領主直段と書上相場の開きが著しくなるのは宝暦以後である。現に、明和五年一月の三分一直段壹両に八斗二升の公示に対し難波を訴出た割元連名の願書にも「近年打続作方不宜、別ニ当年は近來無御座惡作ニ付定而御免合御引可被為下と奉存居候所、御免合も御引不被成下、其上ケ程之御直段被仰付、諸国も引合不中御直段(中略)右町相場ニ売立壹石ニ付銀拾貳参匁余も御上様御直段違ニ而云々」とあつて、法外な金納直段の引下げを願っている。この願書は採用されなかつたものとみえ、翌二月の再願には

去子十一月中町売米壹石ニ付御上様御直段銀八匁余も高下御座候を御定例ニ被為仰付候趣ニ御決被為下候儀、何共歎ケ敷奉存候、此三分一御直段之儀往古之町方売米直段は御下直ニ被仰付、其後御当代様御領地ニ相成候而は、御用達中罷出せりかく仕候上ニ而御払米御直段相究候、右御払米は三分一御直段壹俵高ニ被仰付、既ニ先年町方売米は御下直ニ被為仰付候証拠は、歌川組之内山口村は御関所有之御用繁多ニ御座候ニ付半金納御定被成下、鉄炮町ハ貧窮之町内故為御救皆金納被仰付候御事

と、領主米直段決定の慣例を述べ、続けて、

当御代様御代宝暦年中亥年町方相場は四俵程御下直ニ被仰付候、然ル所近年殿様御勝手御不如意之儀逸々被仰

近世後期における一万石大名領陣屋町の経済的機能(鶴岡)

聞、御取続被為遊候迄御奉公と奉存、乍難渡出情皆済仕候(中略)然ルを右之意味合直クニ御定例之定儀ニ被仰付候而は此末年々内相場と過半引違、高直之御定例を奉御請、困窮之百性相続難仕儀、何共歎ケ敷奉存候と、宝曆後年からの領主米直段の引上げを裏付けている。

先に触れた宝曆三年の財政テコ入れの実態は詳かでないが、領主米の高価策によって累積する負債を緩和することが主要な眼目ではなかったか。このような領主の経済外強制は、宝曆一二年一〇月の御頼金二百兩のうち半金の百兩の工面に窮した町民から「當時之直段ニ売払被成候ハ、梶屋敷(他領分一引用者註)ニおゐて買主も内々有之由」の上申に対し、「売払申義堅ク不相成、夫是なしニ才覚上納御頼之御口上ニ候」によっても表現されている。

既に蔵米の先納切手の発行によって負債の償却を糊塗していた領主経済の逼迫は、この頃になると、才覚金の引当は地元の西浜領に止まらず、飛地領の下美守郷(現在の中頸城郡)に及んでいる。すなわち宝曆一二年下美守郷の蔵米一三〇俵を引当てに、新田町の廻船業者二名と、押上村の又右衛門なる者に三百兩の才覚金を徴し、蔵米下渡しに際して、今町の福永氏と二重低当事件で悶着を起している。

町年寄を含めて町の金主層に対し、間断なく徴集される才覚金は、くり返えし述べて来た通り、収納米なり、拝借米代、運上金等を引当としたものであったから、実質上の年貢先納金であったといえる。

天明六年(一七八六)三月七日陣屋に召喚された町年寄・割元は、先日來内談を受けていた才覚金上納について「差当節句前才覚方被仰渡候而も御請之儀無覚奉存候間、頻而御願申上候処、猶又被仰聞候ハ、尤成義ニ候得共、此方ニ而も手段無之候間、何れ一兩日中ニ御仕法書御渡被成候、尤当年、才覚之儀ハ、収納引当、仮直段ニ而、金高切之才覚方御頼之積リ、有之候条、幾重ニも申渡候上、御請可仕段被仰渡」ている。具体的な内容は詳かでないが、領主側から、従来金の主層より対象を拡大した形での才覚金の徴集が目論まれ、それについて仕法書の提示が約束されたことが判

る。その後の「御用留」の記事によれば、「外ニ金主も無之候間、是非今一応下々利解申聞」と代官から再三の説得をうけ、一般領民の難色にも拘らず、同三月二〇日町年寄・割元は「月才覚金」の件を受諾し、代りに「右ニ付昨今迄御利足ニ割被下候得共、売損過分有之候間、当年々米金引当共金銀返濟ニ而卷ヶ月式拾両卷分(年一割五分)之御利足被下候様ニ被成下候ハ、下々利解之上御請申上候様被申聞度候、尤町在拝借米夫喰共ニ右年限中拝借御免被成下候様」との条件を具申している。この条件の採否は不明であるが、代官の内示する新仕法が、町在均らしての月割上納の実施であったことが、ほぼ察知される。

在方の先納は、宝曆一三年三月領主の日光祭礼奉行勤役の際、入用金のうち二五〇両を村々から先納させた記録があり、また明和三年四月には端午前為登金三〇七兩二歩の才覚を在方へも分担させているから、この年以前にも臨時的な先納金の徴収が行なわれていたことが認められるが、天明六年に至って西浜領全般に亘って実質的な年貢の月割上納が、従前からの才覚金の名のもとで始まったといふことができる。このことは、才覚金の金主層の地域的拡大若しくは保証の強化であつて、農村の経済発展に対応した収奪体系の変化を意味するものではなかつたと思われる。

もつとも、宝曆以降町年寄の「御用留」の大半を覆う才覚金調達の記事は、何処までが調達金か、貢租の先納か判別に苦しむ。糸魚川町の貢租納入の実態は町庄屋の記録を欠くため知り難いが、試みに宝曆八年暮の町年寄の勘定書によつてみれば、七月百両、八月五五両、十月五〇両の計二〇五両を才覚金として分納、それぞれ十一月迄の利息二分歩を加算し、元利二二一兩一步九匁の内、元金二〇両三歩三匁を除いた分について、金一〇両につき三拾俵半替の換算率で年貢米との相殺をうけている。糸魚川七ヶ町の石高総計一二七六石四五〇七を地目別に平均免を乗ずれば、五一五石八五九三となり(次頁参照)、川成損地等の引高を見込むと、収納高約五〇〇石見当の数字が得られる。従つて三分一金納分は約一六七石弱とすれば、宝曆九年の三分一金納直段は一兩に一石四二〇であるから、一一八兩弱が

	石	高	平均免	納米高
田方	1093.569		$\times 0.415 =$	453.831
畑方	139.3957		$\times 0.289 =$	40.2853
塩高	43.486		$\times 0.500 =$	21.743
計	1276.4507			515.8593

註 平均免は明治3年7ヶ町明細帳による。

三分一金納分 $500石 \times \frac{1}{3} = 167石弱$

三分二米納分 $500石 \times \frac{2}{3} = 333石$

文化10, 11年糸魚川町月割上納金高

2月	125兩
4月	125
7月	125
8月	87
計	462

町方月割才覚金二月より八月迄相納候元利高

一金四百九拾兩貳朱 永八拾文

此訳

金御返済七八月分之内

三分一金納分に当る。同年の才覚金額元金二〇五兩は、三分一金納額を遙かに超えた額となるわけである。

町在を通じて月割上納が制度化されたと思われる二八年後の天明六年の町方割賦高は三百兩で、うち百兩は町年寄引請、残額二百兩を、五月二六兩、六月四一兩、七、八両月は六六兩二歩宛が町中へ割当てられている。この年の三分一直段は不明であるが、払米直段が七斗四升であるから、例年の比率から四升高として一兩に七斗とすれば、三百兩は二一〇石分に相当する。町方の月割上納金の割賦高は累増の傾向を示し、文化一〇・一一兩年の割賦額は、二月から八月迄四回分納で計四六二兩である。先の八ヶ町総収納米概算額が大過ないものとして、金納分石高一六七石を三分一直段一石四升で換算すると一六〇兩二歩余、残り米納分三三三石を一石八升で換算すると三〇八兩一歩余となり、合計金額約四六九兩という数字が得られる。⁽¹⁰⁾文化末年には町方貢納分のほぼ全額が金納化されているとみて、ほぼ誤りないと思われる。なお同年二月十六日の決算書によれば、次の通りである。

金百四拾貳兩貳步貳朱 永八拾文

金三百四拾七兩貳步 米方

此米九百五拾九俵四升 但廿七俵六分

右之通御渡米御藏、御切手都合三通被成御渡割元中相渡、町方へ御米引取書付等委細相認遣候事、

四六二兩の月割上納金に対し、月一步の利息が附され、元金の三分一未滿の一四二兩貳步余が金で返済され、残りについては蔵米切手の交付を受けている。三枚の蔵米切手が現実にとのうな形で町民に割戻されるのか、その実態は知り難いが、同年分の町民の貢租分によって、先納金はまるまる相殺される勘定になる。月割才覚金の上納が、実質的な貢租の利付先納であったことが認められる。

而して才覚金と称せられる実質的な貢納金は、將軍から江戸定府と指定された一万石大名の領主経済の大半を占める江戸仕送金に充当されたわけで、史料の上で知り得る江戸為登金は、年によって異同があるが(第一三表参照)、宝曆期には定格金二五〇〇兩と明示している。

第13表 江戸仕送り金額

宝暦13年	2800兩*
文化7年	1899兩
〃 8年	2081兩
〃 9年	2317兩
〃 11年	3600兩
〃 12年	2222兩 ² 步

*内訖、定格金2500兩外ニ閏月分100兩、別途入用200兩

「覚調達并諸取立申渡書」が町年寄・割元及び才覚加談人へ代官から提示されたのが第一四表である。の全般的な割当額が残されている。即ち、同年二月二日「当戌年江戸表御月割為登金才

覚調達并諸取立申渡書」が町年寄・割元・才覚加談人に依存し、先納分は西浜領に限られ、飛地領については同年の収納引当による才覚人等の責任額となっており、彼らの比重の大きさが判明する。積年の負担の重圧に渋滞を示す彼らに対して、代官が説得材料として提示した同年の予算書を整理加工したものが第一五表A Bである。表中各項

第14表 文化11戌年江戸表月割為登金取立方明細書

293.2	} 両歩 562.2(23.6)	% (1.7)	西浜領 2月先納金
269.0			" 10月 "
40.0	} 両歩 40.0	% (1.7)	西浜酒役金
460.0			町年寄・割元・才覚方加談人
450.0	} 両歩 1780.0(74.7)	% (74.7)	才覚調達 2月16日上納分
450.0			同上 4月15日 "
320.0	} 両歩 100.0	% (74.7)	同上 7月2日 "
100.0			同上 8月15日 "
計			才覚加談人別段下美守領戊辰引当才覚調達 3月20日上納分

目に亘る検討は当面の目的からはずれるので省略するが、飛地分を含めた三領の総収入額は金に換算して五六八九兩三步、支出金額は五四一六兩を見込み、二七三兩の余剰を残すことになっている。そして支出予算のうち七二・九パーセントは江戸仕送り金・給人扶持米と、在所の行政費によって占められ、西浜領の全収納分が江戸為登金にほぼ充当する。

第一四表に示された西浜領二月・十月の先納金五六二兩二歩は、恐らく町方分を含まない在方分と思われるが、西浜領総石高七三七七石七九九から糸魚川町高一二七八石八三二を差引いた村高六〇九三石九六七に平均免〇・四二三を乗じると、収納米高二五七七石七四八が算出される。そのうち三分一金納分は八五九石二四九であるから、在方先納分五六二兩二歩は三分一直段で換算すると五九五石分に相当し、収納米高の二二・七パーセントを占める。在方の先納分は三分一金納分に満たない額となり、町方分と著しい対照を示している。

次に、町年寄・割元・才覚加談人等の上納引請額のうち、下美守郷引当分を除いた一六八〇兩を、仮に三分一直段一石四升で換算すると、約一七九二石分に相当し、在方の先納金相当額五九五石分を合わせると約二三七七石分となり、西浜在方本途分の約九割に相当する。もっとも、このほかに本途分の約一割強に当る真加米三五〇石余が、定式収納分外に計上されており、前年の御囲米分を合すれば、総合的な先納額の割合も減少するわけであるが、そのほかにも別段才覚金として飛地分の収納米引当の百兩を才覚させることになっており、領主経済としては、西浜領収納分のぎり／＼限度迄を先納制によって維持することになっている。しかも、先に述べた通り、才覚金額の約七五パーセ

第15表A 文化11年三領取納米金大積書

	西浜分石高 7372.799 (平均免 0.423)			下美守郷石高 2141.952 (平均免 0.433)			魚沼分石高 2586.973 (平均免 0.483)			三領合計石高12101.724 (平均免 0.443)				
	米	高	金額	仮直段 金1兩二付	米	高	金額	仮直段 金1兩二付	米	高	金額	仮直段		
惣 納 辻	石	3118.2268			石	927.5590			石	1412.8260			石	5458.6818
三分一金納	1014.2060		975兩余	石	223.2240		186兩余	石	493.9490*		398兩1歩余	石	1731.3790	1559兩1歩余
大豆納	38.5065		37兩	"	11.6859		9兩2歩余	"	16.4753		13兩1歩余	"	66.6677	59兩3歩余
荏胡麻小役金			66兩余				18兩余				24兩余			108兩余
浮役金			38兩程				2歩余				15兩3歩程			
運上金(町方)			350兩程								65兩程			約524兩
"(浜方)			10兩								17兩余			
酒役金			44兩2歩	(十分一 共)							67兩3歩余(夫食)			約155兩
年賦返納金			15兩				51兩2歩	(夫喰)						
諸拝借米代			3兩				265兩2歩				604兩			約2408兩
A(金納分)計			1538兩2歩											
三分二米納(刺米入)	2094.0208				704.3350				918.8770				石	3717.2328
年賦返納米	2.5600				10.3200				0				石	12.8800
B(米納分)計	2096.5808				714.6550				918.8770				石	3730.1128
夫食拝借其外諸渡米	300.0000	程			60.0000				99.0000	程			石	459.0000
御 囲 米	200.0000												石	200.0000
在所御扶持米	175.0000												石	175.0000
利 足 米	57.5000				3.2500				13.0000				石	73.7500
C(在地支米)計	732.5000				63.2500				112.0000				石	907.7500
D(B-C)	1362.0808		1263兩余	石	651.4050		525兩1歩	1.240	806.8770				石	2822.3628
E西年御囲米	175.0000		145兩3歩余	1.200							721兩1歩余	1.280		2981兩3歩
F戌年冥加米	351.2248		292兩2歩	"	61.5040		34兩余	1.800	116.5360					
A+D+E+F 外二西浜夫食拝借 其外諸拝借米代金			3239兩3歩 300兩				824兩3歩				1325兩1歩			5389兩3歩 300兩
總 計			3539兩3歩											5689兩3歩

*魚沼郡は四分一金納

第15表B 文化11年支出予算

3600	72.9	%	江戸月送金并給人物成代為登分
350		在所詰之面々物成代金給金并年中諸入用金積	
50	3.5		御次女様御形付入用金年賦返金分
103		御妹女様	御頼母子懸金返金西浜皆濟分
31		同上	下美守郷渡分
77		諸運上金十分一并夫食拝借米代早納利足分	
1200	23.6		月送金才覚利足并見越金利足金之分
5416	(支出合計)		

第16表 文化11年御頼母子講割当

	人数	金額計	%
西浜領町	19	2290	62.8
〃 在	18	955	26.2
下美守郷	1	250	6.9
魚沼郡	1	150	4.1
計	39	3645	100

ントは才覚金調達機関を構成していた特定少数の上層領民の責任に於て実現されていたわけである。

そして、ここで見落してはならないことは、予算表にみえる総支出金額の二三・六パーセントは、早納利息分に振り向けられていることである。

領内を通じての月割先納制の実施という収奪形態の変化は、従来の金主仲間からの才覚加談人の増員、また町民のうちからの在方総代・割元の任命など、町方の在への経済的支配力を公的なものとするなど、収奪機構の強化を伴うが、彼ら上層領民に、その収奪の一部を利息として分与することによって実現し得たのである。

なお文化一一年四月には、更に江戸借金返済用として三領の町在に、金三六四五両の御頼母子講を催し、出金人三九名を指名している(第一六表。なお町方の個人別割当は第一七表参照)。その返済条件は「来亥年々年々冥加米代金を以、五分之利足を加え、十ヶ年賦済崩」の事とあつ

て、従来来亥年迄の年限で取立てて来た割増税Ⅱ冥加米の年期を、更に向う十ヶ年間延期し、返済用に充てることになっている。収奪の分与が一般領民の負担に於て行なわれていた事実を明らかにするものである。

このことは、文化三年八月領主の代替りに際して、領内へ金千両の御用金を命じた代官の内達に

近世後期における一万石大名領障屋町の経済的機能(鶴岡)

御領中江右入用金之内千兩御用金被仰付候外無之候、右之通表向御用金被仰付候時ニは御上ニも御心配被為成候儀、下々出金致し候者共江も世間之評判等之聞へも有之儀故、却而迷惑も可致筋ニ可有之哉ニ存候間、右金高之内町方ニ而四百八拾兩各初町人共穩便ニ出金差出候様ニ被取計候方可然儀ニ存候、夫共ニ彼是難渋申立、出金致兼候事共表向ニ而御用金被仰付候外無之候、右被仰付候上出金差上候而は出金之もの共も氣持被宜間敷候、穩便ニ差上候時ニは御上ニ而は御満足ニ被為思召候と、後年「黒川騒動」と呼ばれる文政二年の西浜領一揆惹起の前駆的状况を暗示している。

しかし、多額の才覚金¹⁾貢租先納分を、彼らのみが実際に肩代わりしたことを意味するのではない。「才覚」「加談」の語が示す如く、彼らは自己の出金分に加えて他からの融通金を調達し得る能力を有していたことを意味するものである。黒川騒動の際打毀しをかけられた町年寄の一人松山氏の「町年寄勤役中自他才覚上納金仕分帳」(小林家文書)の記事を抄出すれば、次の通りである。⁽¹²⁾

覚

元金八百五拾七兩貳歩 御証文卷通

一金五拾壹兩三歩 上銀六匁

内訳

越中泊駅

金貳百八拾五兩

金主 小沢屋与三右衛門

口入人 小山多兵衛

右は御奥印御証文并添書等数通相渡置、年々御利足弁金仕候、尤半数之御利足被下之候、

金三百五拾四兩

高田在稻増村 金主 平左衛門

// 三左衛門

右ハ御奥印証文相渡元利金相断置候分

金三百七拾貳兩三分 上銀六匁

右は高田在梶村性徳寺才覚金其外無抛口入金立替候分、年々利足弁金仕候、尤半数御利足右同断

小以

但金五百五兩三歩

小林九郎左衛門名前分

上銀拾匁五分

同五百五兩三歩

新屋町察右衛門事文亭名前分

小林九郎左衛門（町年寄―筆者註）・新屋町察右衛門（松山氏）名儀の才覚金の金主と、その貸借關係を示す一例であるが、見られる通り他領民からの借入が多く、藩役人の奥印証文の形式をとるが、債務の名儀人としての才覚人が、才覚金利息の一部を自己負担したことが示されている。才覚人と金主との關係は一々詳かにし得ないが、同文書中に見える金主としては、このほか梶屋敷村九郎左衛門（口入人猪又八郎右衛門）・信州松本若狭屋弥右衛門（口入人山崎只右衛門・池原仁左衛門）等の名が見えており、割元・才覚加談人らが何れも口入人となっている。

宝曆の後年からの領主米の高価払下げ策については先に触れたが、同時期に不如意を理由とした町庄屋の退役が続出し、町年寄の一人小林氏（甚兵衛家）の退転をみたことは、才覚金の名目による貢租の先納が、町役人クラスに才覚能力以上を要求していたことを意味すると思われ、旧来の門閥的町民の退潮を示すものであろう。

それでは、才覚能力を有する領民とは、如何なる経済的基盤を持っていたのであろうか。

近世後期における一万石大名領陣屋町の経済的機能（鶴岡）

註

(1) 金二百兩の御頼金の内訳は、寺町八・大町六・七間町五・新屋町四・横町三・新田町五の計三一人に対して割当てられ、その最高額は一二兩、最低額は三兩二歩となっている。

(2) 天災にも拘らず生じる米価安が、何に由来するかは、一考を要するものである。

(3) 「御用留」寛延三年二月一日から一四日迄の記事によれば、同月領主の任官費用として二百兩の才覚を町方三〇名へ依頼したところ、いずれも御断りの訴訟に罷出、各一人宛説得をうけ、御請仕る者あり不仕者あり、御請不仕者六名は閉門を命じられており、度重なる才覚金の徴集が困難になっている状態を示している。

(4) 近世庶民史料調査委員会『近世庶民史料所在目録』第一輯一〇六頁。

(5) 祠堂金の借入については、十年後返済の滞につき江戸の満願寺から在地へ宛てた督促一件の記録、「御用留」宝暦十年八月十二日の条)によれば、当時この郷借証文の作成に当っては、藩の役人が満願寺の家老を伴って来地、町方郷方の庄屋と頭長百姓三人づつ召出し、請印を徴そうとしたが、「百姓中了簡不仕、〇八月十四日御屋敷ニおゐて騒動致、悉狼^(徳)外聞も相障候ニ付右之証文印形出来不仕、然ハ金千九百兩之金子御用立不申、町年寄両

人御用達三人割元五人印形御頼被遊候得共、百姓了簡不致候印形ニ御座候得ハ容易ニ何れも御請不申候、仍而書替証文御渡被成候間、印形致異候様ニ無抛御頼被遊候ニ付何れも無是非印形仕差上申候」と、その間の事情を説明している。

(6) 「御用留」宝暦九年九月二二日の条に「錢座之者罷出、越中筋錢高直ニ付当地之錢殊の外買取出錢ニ候得ハ、至而町方錢うり商売并旅人の指支ニも罷成り候間、暫旅出之錢御停止候様」町年寄を介して申告し、即日旅出錢停止の触流しをみている。

(7) 「徳川禁令考」第三九章〔二二四六〕

(8) 町年寄小林家文書中の、石代相場書上に關する「諸用留」に書類作成過程が詳記されている。

(9) 「御用留」天明六年五月一八日には、根知谷八ヶケ村の農民が月割金受諾を不服として、割元歌川衛門治宅へ強談に及んだ記事を載せている。

(10) 米直段換算率は、同年の大積書による(第15表A参照)
(11) 才覚加談人任命の始期は明らかでないが、増員の例として、文化一四年一二月七間町八木藤右衛門・大町猪又八郎右衛門・七間町小山茂三郎・新田町猪又吉五郎の四名は陣屋に召出され、郡代から御出入を仰付けられ、「御金才覚方町年寄へ加談致し可申」これにより御扶持方式人扶持・苗字御免、御吉凶の節の勤向は割元惣代同

様、惣代順席の待遇を与えられている。

(12) 本資料は、文政二年御用金の賦課に反撥して起つた黒川騒動の際、出訴人吟味の口書に、御用金の上納が、「町年寄割元加談人共々出金之利金ニ斗相成、御用ニも難立奉存候、其上他所才覚ト申儀御座候得共、私共右評儀(才覚加談人仲間の会合の意)之席江も不罷出候儀故、右金子他所參候哉否哉疑敷奉存候」(御風記念館所蔵「郷土史料」のうち)と述べられており、領民の疑惑の

四

文化一一年に催された御頼母子講の際には、石高の比重の上では糸魚川全領の一〇・六パーセント弱の糸魚川町が、講金総額の六三・パーセント弱を負担している(第一六表参照)。試みにその際の町方における金主層について知り得るところを表示したものが、第一七表である。

純然たる農村の場合とは異なり、個々の町民の持高の多寡が、再生産の実態の上でどの程度に拘わり評価すべきかは疑問であるが、ほかに拠るべき資料を持ち合わせないので、金主層の町内での土地保有の位置づけを行なうため、糸魚川町の持高構成をみてみよう。

糸魚川八ヶ町を通じて、全町民の持高構成を知り得るのは、安永七年(一七七八)と文政五年(一八二二)の五人組高帳(小林家文書)である(第一八表)。

もちろん、史料の性質上、町内限りの持高で、当然予測される周辺農村への越石分を含まないから、保有地規模の実態を示すとは限らず、また集計の過程で、水呑層の中には町抱・地借・家借・店借の区別が存し、身分は居町で水

的となつた松山氏が、町年寄罷免後、枳明材料として作成されたものではないかと思われる。

(13) 第一七表中〇印を付した安永九年の越訴人とは、従前端境期の四月から八月迄の沖の口入米については免税阻置がとられていたところ、領主米不捌の理由を以て、同期間中も米一石につき銀三匁を課徴されることになり、これに不満を持つ町民五三名が江戸屋敷へ越訴に及んだ時の参加人を指す。

第17表 文化11年御頼母子講町方金主別表

金主名	割当金額	安永7年持高	文政5年持高	家職
× 松山清右衛門	両 350	石 24.1893	石 36.4755	(町年寄・御内御用達兼帯) (酒造カ)
○ 池原仁左衛門	250	29.9368	43.4100	請買船, 廻船, 酒造, 信州商売(御内御用達)
○ 井合喜左衛門	250	39.7640	63.4669	網船
○ 七間町三郎右衛門	125	7.3102	29.8653	(根知谷割元カ)
大町八郎右衛門	125	?	22.1917	廻船, 信州商売(文化14年新加談人)
×○ 七間町六三郎	100	0.2227		
〃 茂三郎	100	?		
×○ 鉄炮町甚五右衛門	100	1.1575	1.1610	(御内御用達加談・割元)
大町源右衛門	100	?	21.2936	廻船(紺屋?)
新屋町紋右衛門	100	1.0707	6.2853	請買船(船宿カ)
新田町吉五郎	85	0.1012	6.7173	四十物師, 信州商売(文化14年新加談人)
○ 大町五兵衛	75	8.9442	21.5773	網船・四十物師
小林九郎左衛門	50	56.2576	16.8355	(町年寄) 酒造
横町元之丞	50	61.9468	83.9228	酒造
○ 〃 惣次郎	50	?	28.5700	信州商売
寺町幸左衛門	50	0.1837	5.1319	廻船
新田町喜兵衛	35	1.3542	0.7510	信州商売
横町仁兵衛	35	7.0631	29.9858	請買船
七間町長左衛門	35	?	13.5690	
外二町年寄兩人引請分	100			

近世後期における一万石大名領陣屋町の経済的機能(鶴岡)

○印は安永9年沖の口騒動の際の越訴人, 前頁註13参照

×印は文政2年黒川騒動の際の被打毀人

第18表 糸魚川8ヶ町持高構成

持高	安永7 (1778)	文政5 (1882)
80石以上	0	1
60 ~ 80	2	1
40 ~ 60	3	3
20 ~ 40	9	13
10 ~ 20	13	8
5 ~ 10	19	22
1 ~ 5	68	48
0.5 ~ 1	39	38
0.1 ~ 0.5	197	265
0.1 以下	143	144
高持計	493	543
水呑計	491	580
総計	984	1123

註. 各自町民の居町分と他町での懸持高(越石分)を合計した数字に拠っている。

上の増加を来しており、一―五石層の減少と、一石未満及び水呑層の増加が目立ち、上層部への土地集中が認められる。従って水呑層の増加が都市内部における階層分化の結果であるとみることができ、それが直ちに戸数増加の理由を説明するものとはいえない。むしろ、より多く農村における土地喪失者の都市への流入を想定せしめるのである。利子付先納の制度が、その金主層に土地集積を可能にするような収奪策であったことを示すものに他ならない。そして才覚金を引換とする貢納米の大量所有が、土地集中による年貢余剩米の処分を有利とする条件となるものであったことが推測される。

金主層の家職については、同一時期の職業構成を一覧し得る資料を見出せないまま、「御用留」の記事などで散見し得たところを注記したもので、不正確の譏りは免れないが、一瞥したところ、大高持に酒造が多いほか、廻船・請買船・信州商売と、他領域との交易に繋がるものが多いことが特色である。また網船にしても、信州向商品の大宗が塩のほか塩魚などの海産物であったことを考えれば、大町五兵衛の四十物師兼業に象徴されるように、信州商売とあな

がら無縁でないことは明らかである。

ただここで信州商売と称する者の中に、近世初頭から信州出入荷物についての特権問屋としての印象の濃い信州問屋の名前が見当たらないことに疑問が残る。

信州問屋については、寛政七年信州問屋の一人町沢氏の記録になる「信州問屋由来記鑑」が残されている。同書によれば、慶長九年五月春日山城主堀氏から糸魚川町に信州問屋六軒が指定され、山口・虫川両番所の通過荷物については、信州問屋の手形を要することとなり、続いて同氏の時代に両関所出荷物寄駄につき銀五分宛の駒の口を取立てることになったという。信州出荷物に対する統制の初見であるが、信州問屋は出入荷物の手形の発行と役銀の徴収を掌るものとして設定されたわけである。前期の信州出入荷物の品目については「信府統記」中に、信濃側の口留番所である千国番所の寛永年中の運上銀取立の記事が載せてある。

当番所入ル物塩並肴ノ類何ニテモ運上ヲ取ル定法アリ、但鉄ノ類運上取ラス

出ス者女ハ町奉行手形ニテ通ス、^{ハダカウマ}驪ハ通ルコトナシ、穀物ハ百姓商人越後へ出スハ運上ヲ取ル、代官直掃ノ分ハ関所へ手形ヲ遣スニ付運上ナシ、麻荷物ハ大町池田組ノ分大町問屋三郎右衛門善兵衛七左衛門三人トシテ荷物ニ認、商人ニ渡シ、右ノ三人ヨリ送り手形ニテ当町問屋七郎左衛門手形ニ町奉行裏判シテ出ス、千国番所ヨリ彼方小谷ヨリ越後へ出ス麻荷ハ小谷ノ庄屋吉右衛門猪右衛門佐右衛門勘兵衛半右衛門五人トシテ改メ運上取り上ルとして、塩・穀物・肴(一〇種)について税率の公定を行なっている。

西廻航路開通以前に於ては、信濃国の非自給物資である塩・肴類の糸魚川からの入荷は、糸魚川地廻り及び能登周辺を産地とするものであろう。鉄については課税の対象から外れているが、享保期の新屋町の明細帳の「若州ぶ茶、

鉄の類取寄居売」の記事と符合する。

延宝三年、高田藩城代小栗氏の役銀引上げを、西廻航路開通後に促進された瀬戸内塩業地帯の展開による西塩の流入を憶測するのは速断に過ぎるかも知れないが、瀬戸内塩業地帯のうち、比較的早期にその展開をみた竹原に於て、正徳二年（一七二二）の廻船端数行先積荷等書上に、「右之船当年北国越中米相調、少々運賃請合米積合、直ニ大坂へ積登り大坂ニ而売申候、年ニ寄り式度北国へ下り申儀も御座候、下り荷物大形塩積下り申候、登り荷物北国米同大豆干鯛等積合罷登り、大坂又ハ尾道ニ而売申儀も御座候、時分ニより所へ積戻り売申候儀も御座候」とあって、正徳期には西塩流入の可能性を裏付けてくれる。

ただし、信州への交通路の分岐点として立地条件に恵まれた糸魚川ではあるが、港湾としての地形的条件を備えていないものではなかった。

第19表 安永10年糸魚川町持船明細

	乗組人員	船 数	船 役 銀
米5石積	1艘当り 2	2	1艘当り 3匁86
〃7〃	3	1	
〃10〃	2~3	9	
〃13〃	3	1	8匁75
〃15〃	3	5	
〃20〃	4	2	
〃30〃	6	1	
船 数 計		21	

当浦には船掛り之間は無御座候、尤浦々に商船売船取持罷在候分は、当所陸地に困入、又は泉州佐野浦并越後蒲原郡新潟湊等ニも年々廻船之都合ニ寄頼罷仕、出船之節は日和見定出船仕候事

とは、天保九年幕府巡見使の案内役を勤めた町庄屋の手控の記事である（「町史稿本」所収）。尤もこの記録は幕末のものであって、中期の廻船は小廻船・請買船と呼ばれ、主に能登・越中・新潟・直江津辺りを往復する程度の小規模なものであったと思われる。天保期にみられるような上方と直結する形での遠隔地商業の発展期を確認することは難しいが、安永一〇年正月（一七八一）の船札書上では糸魚川町の廻船数は二一艘、その規模は三〇石積六人乗りが最大で、

五石積二人乗りが最小規模であった。⁽³⁾ 当時の廻船の商業活動は、安永八年九月入米の津留が行なわれた際に提出した廻船業者の願書に説明されている。

「私共儀越中能登両国江年中信州より買出候麻煙草、右之国々廻船ニ而売付、彼方より諸四十物買取、差引代金之殘金ハ前々秋米引替来、商売躰相応ニも取統来候処、去年秋荒後□、無御座候所、両町年寄所より九月麦稗之類、また堅入津御留メニ付、無是非去秋之取代米越中筋之手寄ニ預ケ置、当夏上方辺江積登セ候所、過半之損分相立、甚迷惑仕候」

信州産の麻・煙草類を買付け、越中・能登で売り、代金の一部を其地の海産物と米の仕入に充てていたことが判る。その交易品は他領産物の販売であり、漠然と米の移出と認識される越後のうちにあつて、この地が上方筋へ廻送される北陸米の一部を返り荷としている点に特色がある。もっとも商況の如何によっては上方辺りまで足を伸ばし得る程度の廻船業の成長が既に芽生えていたことが、願書の文面から窺われる。

糸魚川藩において寛政三年(一七九一)に行なわれた船役銀の引上げは、課税の基準となる船体の規模を、従来の三〇石止りから三九石積迄に大きくし、更に「右石数より石高之船出来候は、右割合を以役銀取立可申候」と但書を附していることは(第二〇表参照)、西廻航路による北前船の発展に付随する形で廻船業が、遠航に耐え得る程度に船体の規模を拡大させてきたことを物語るものであろう。⁽⁴⁾

第20表 寛政3年船役銀課税基準表

積石数	役銀
7~9石積	8.79
10~14 "	11.72
15~19 "	14.75
20~24 "	17.58
25~29 "	20.51
30~34 "	23.34
35~39 "	30.77

享和元年(一八〇一)八月、年々課税品目を追加し來つた糸魚川の出入荷物について、全面的な課税基準の公示を行なっているのも、この間の事情を裏付けるものといえる。それ以前にも松平氏入封の享保以降、沖ノ口・両関所に於て取立てた関税の一斉改定は、元文三年(一七三八)・延享元年(一七四四)・寛延元年(一七四

第21表A 糸魚川出入荷物役銀課目表

近世後期における一万石大名領陣屋町の経済的機能(鶴岡)

品名		山口・虫川関所入荷課税率				両関所入荷運上銀額	
		元文3	延享1	寛延1	享和1	嘉永2	%
農作物	大豆 1石	銀 匁 2.50	銭 文 50	銀 匁	銀 匁 1.50	銀 匁 82.36	
	小豆 // 小麦・稗・蕎麦・麻種・苳	2.50	50	1.50	1.30	えん豆 6.07 布反物 23.55	
	茶実・干瓢・木綿 1コ 蒟蒻玉 1コ 干大根 // たばこ 100斤 入酒 1駄 鱧品 10メ目 (運上銀額小計)	2.50	50	2.30	0.50 0.20 0.50 1.50 0.50 1.50 1.50	4.50 2523.84	(54.6)
加工原料	麻苧 10メ目	2.50	50	2.30	1.50	119.25	2.8
	くり綿 1本12メ目 (運上銀額小計)	3.30	70	10メ目 2.00	10メ目 2.00	475.90 595.15	11.2 14.0
林産物	小羽板 1駄 木地・脚駄・檜 1駄 皮荷 // かす (運上銀額小計)				0.30 0.30 0.15 0.80	75.24 7.62 82.86	1.9
其他	硫黄 1駄 諸荷 // 博勞馬 1疋 (運上銀額小計)	0.50	30	0.30	0.60 0.65	947.39 947.39	22.2
両関所入荷運上銀総計						4265.72	100.0

九九

品名		山口・虫川関所出荷課税率				両関所出荷運上銀額	
		元文3	延享1	寛延1	享和1	嘉永2	%
	塩 1駄	1.15	50	0.70	0.70	5314.23	31.7
	諸荷 //	1.30	50	0.80	0.80	11429.40	68.2
	博勞馬 1疋				0.30		
両関所出荷運上銀総計						16743.63	99.9

品名		沖ノ口入荷役銀課稅率				沖ノ口入荷運上銀額		
		元文3	延享1	寛延1	享和1	嘉永2	%	
農産物	穀類	米1石(9月~3月)	銀 匁 6.50	錢 文 400	銀 匁 5.00			
	他	大豆・小豆1石	2.50	100	2.00			
		麦・稗・蕎麦1石	0.60	30	0.30		71.94	
		薩摩芋			0.10		2.20	
		(運上銀額小計)					74.94	1.3
農産物	加工品	酒 1斗	1.70	80	1.70	1.50		
		酢 "				0.20		
		醬油				0.40	9.60	
		干菓子 1コ				0.10		
		砂糖類 1コ				0.50	67.80	
		蜜 1瓶				0.70		
		素麵 1コ				0.20	94.20	
		煎茶 1本70斤入	5.00	150	3.00			
		若狭茶 8メ目入				1.75	309.99	
		若狭茶 6メ目入				1.29		
		丹後・佐渡・村上茶 1斗				1.00		
		庄内・玄古煙草60斤入 1コ				0.35		
		面太	1.25	50	0.75	0.75	2128.61	(30.0)
		燈油 1斗				0.50	32.00	
		蠟 10メ目				3.00		
菜種				0.65	68.90			
反魂丹				0.45	204.00			
		(運上銀額小計)				2915.10	41.1	
加工原料品	麻 10メ目	2.50						
	くり綿 1本12メ目	3.30	10メ目 70	10メ目 2.00	6メ目 1.20	228.00		
	真綿 10メ目				7.00			
	藍玉 1俵				1.00	130.60		
	油種 1石	1.10	50	0.65		31.86		
		(運上銀額小計)				390.46	5.5	

近世後期における一万石大名領陣屋町の経済的機能(鶴岡)

(次頁へつづく)

近世後期における一万石大名領陣屋町の経済的機能(鶴岡)

水産物	加工品	塩 1俵				0.10	921.90	
		諸干・塩魚 1コ	1.00	40	0.60	0.60	953.40	
		割 鰯 //	0.50	30	0.30	0.30		
		塩 鰯 //				0.20		
		鯨 1樽	0.85	30	0.50		11.00	
		いご昆布 1コ	0.15	5	0.10	0.10	4.45	
		駄昆布 //				0.10	昆布数の子にしん	
		干鳥賊 //				0.60	613.40	
		干鰯 //				0.30	鰯節 20.20	
		塩 師 //				0.60		
		(運上銀額小計)				2524.35	35.6	
林・鉱産物	半加工原料加	小 羽 板 100坪				2.00		
		鍛 冶 炭 10俵				1.30		
		鉄 1コ	1.00	40	0.60	0.60	102.00	
		石炭(石灰カ) 10俵				0.35	42.71	
		(運上銀額小計)				144.71	2.0	
小間物・雑貨品	加工品	小間物・櫃荷 1コ	0.90	45	0.55	0.55	122.00	
		瀬戸物・唐津類 1コ				0.30	174.15	
		椀 荷				0.20	41.60	
		杉箬傘折敷等取合荷				0.30		
		菅 笠 100蓋				0.50		
		小松表 1束				0.30		
		氷見表 //				0.20		
		緑取呉座 //				0.20	644.88	
		四方呉座 //				0.10		
		琉球表 //				0.20		
		甚長苴 10束				0.20		
		備後表 1束				0.40		
		鍋 1コ	0.25	15	0.15	0.15	益・鎌共 38.40	
		仏 具 //				0.60	2.40	
長 持 1棹				0.50	12.50			
		(運上銀額小計)				1035.93	14.6	
沖ノ口入荷運上銀総計							7084.68	100.0

品名		沖ノ口出荷役銀課稅率				沖ノ口出荷 運上銀額		
		元文3	延享1	寛延1	享和1	嘉永2	%	
農 産 物	穀類 他	米 1石 9~3月 大豆・小豆 1石 其他(よもぎ・そら豆・梅干 生が・椎茸・梨) (運上銀額小計)	銀 匁 6.50 2.50	錢 文 400 100	銀 匁 5.00 2.00	銀 匁 5.00 2.00	銀 匁 12.72 12.72	3.0
	加工 品	味噌 1桶(1斗入) たばこ 100斤 早川たばこ 〃 油 漕 1俵20メ目 (運上銀額小計)	2.50	100 30	2.00 1.00	2.00 0.50	1.00 こぬか 52.85 2.25 56.10	13.4
	加工 原料	油 種 1石 麻 10メ目 蒟蒻玉 1俵 (運上銀額小計)	1.10 2.50	50 100	0.65 2.00	2.00 0.30	金引玉芋 199.60 28.50 228.10	54.5
水 産 物	加工 品	塩 1駄 干 鰯 10俵 魚骨干同べと粕 10コ 四十物 1コ (運上銀額小計)	0.35 0.85	20 40	0.20 0.70	1.40 0.50 0.30	32.16 28.86 61.02	14.6
林 産 物		垂 木 100本 材 木 100坪 板 類 楨 100枚 小羽板 100坪 漆 1桶 炭 10俵 (運上銀額小計)				0.30 2.50 3.50 0.50 1.00 0.40 地炭1俵8文 能登炭〃7文	58.78 1.20 .70 60.68	14.5
沖ノ口出荷運上銀総計						418.62	100.0	

近世後期における一万石大名領陣屋町の経済的機能(鶴岡)

第21表B 嘉永2年出入荷物
役銀仕訳表

	運上銀額	%
沖ノ口入荷	7084.68	24.3
ノ出荷	418.62	1.4
関所入荷	4265.72	14.6
ノ出荷	16743.63	57.5
上田出荷	544.00	2.1
高田ノ	69.40	
計	29126.05	

八)の三次に亘っているが、第二一表Aに見られる通り、最終的な改定を行なった享和元年までの間に、品目数の上で著しく増加したことが認められる。同藩の流通政策が奈辺に存したかは勿論時代差があろうけれども、宝曆一二年(二七六一)七月上方仕入商売を行っていた細物屋(小間物屋)三名が、「近年諸方諸商人入込、其上高田辺より油・元結之類夥數致持參、為差直段高下も無御座候得共、色々弁舌ヲ以売弘候得ハ、自然と広売減少仕、小売座迄及衰微難儀至極奉存候、然共年中御差留被下候而も差支等御座候ハ、是又迷惑ニ奉存候ニ付、御慈悲ヲ以益前極月二季御指留被成下候て難有仕合奉存候」と願出たところ、「如此一己之小利ヲ以商売交易之道を弁す□細之儀申立、所之賑を憎ミ嫌ふは却而糸魚川町の衰微を招くに似たるへし、只売買之道ハ廣大ニ心得、不貪高利して万事穩和に無差支相勵可申事」と却下されている一事に代表されていると思う。これは領外交易に、さしたる自領産物を持たない小規模大名領の一般的な姿勢ではなかったか。ただ享和元年の課税目表のうち一見奇異に感じられるのは、従前藩当局の最大の関心事であった移入米が、沖ノ口課税の対象から姿を消していることである。もともとそれ以前、一時期を除けば端境期(四月から八月)の移入米については免税措置がとられているから、北陸・庄内地方等で買付けた米は、仕入地或は寄航地に囲置いて免税期間中に搬入すれば、合法的な脱税行為ができたわけであるから、入米の課税が実効を持たなくなっていたことが推測されるが、更に大半部分を才覚金引当に充当される領主米について、領主自身価格のコントロールを放棄したことを意味するのである。

糸魚川における出入荷物の量的な把握は、幕末の嘉永以降の運上銀徴収額(流通課税)以外に拠るべき資料がない。第二一表左欄に付した嘉永二年(一

八四九)分の運上銀額(諸運上銀納仕上留帳「小林家文書」)によつてみると、信州方面及び日本海方面との出入荷物の比率は、信州への出荷が五七・五パーセントとその過半を占め、入荷はその約四分の一、また沖ノ口からの入荷が二四・三パーセントに対し、出荷は僅かに一・四パーセントに過ぎないという著しいアンバランスを示している。

信州出荷物の内訳は塩と諸荷が三一・七対六八・二の割合であり、諸荷の内容は詳かでないが、恐らく塩・干魚類を主体とする混載荷と思われ、沖の口入津役銀の三五・六パーセントを占める水産加工物が、信州出荷物の大宗であつたことが判る。入津品のうち水産加工品に匹敵するのは面太(木綿・古手・同貫綿類、三〇パーセント)を含む農産加工品四一・一パーセント、ついで特産地加工品である日用雜貨類一四・六パーセントであり、残る八・七パーセントのうち、約五・五パーセントが農産加工原料品(麻・くり綿・真綿・藍玉、油種)で、信州入荷物のうちの加工原料品(麻二・八、くり綿一一・二パーセント)と合わせても(また麻については沖の口出荷品の中にも見えているから)、糸魚川の加工部門の比重は極めて低いといわなければならない。

沖の口入津量及び信州出荷物の過重と、信州入荷(うち、たばこ五四・六パーセント)・沖の口出荷の僅少という事態は、糸魚川周辺の地廻り市場の存外な拵がりを意味するものであろうか。享和元年以前には沖の口入役銀の税目中に見られなかつた他国塩について、課税が行なわれたのは何時の頃か判らないが、従前の信州への輸入塩の中継地糸魚川の変化を示すものと思われる。

周辺地区への市場の拵がりを測定する材料を持ち合わせないが、同年の塩の入津額を運上銀額で換算すると、九二一九俵(うち能生塩九六二俵は松本藩直買分)、両閑所出荷分は約三七二〇駄(七四四〇俵(一駄二俵))という数字が得られる。信州出荷分のうち地塩の占める割合は僅かと思われるから、入津塩の約八割が信州への通過量である。

因みに近世に於て最大の塩業地帯を形成した瀬戸内のうち、広島藩産出塩の供給先は文政八年(一八二五)現在、北

第22表 弘化4年7～8月他所塩入荷量

	産地	俵数	貫目
備後	三原塩	3,220	36,381,000
"	松永塩	2,276	27,312,000
"	富浜塩	350	4,060,000
"	新吉和塩	600	6,900,000
安芸	竹原塩	1,037	10,888,500
周防	三田尻塩	726	7,623,000
伊予	波止浜塩	500	5,000,000
	計	8,709	98,164,500

「他所塩直段書上」(小林家文書)による

国売が五〇パーセントであったとされ、北国筋の需要の大きさを示しているが、糸魚川についてみれば、弘化四年(一八四七)の入津塩の産地別内訳は第二二表の通り、備後塩が最も多い。

その他の入津品についての販路を推測する手掛りを当面得られないため、信州側の需要を測定する材料として天明六年(一七八六)の今町湊の書上についてみれば、次の通りである。

今町湊入津諸荷物信越両国捌方仕訳

- 一 塩惣入高之内信州へは九分通差遣、老分通頸城郡にて売捌申候、
- 一 銚之儀は信州へ八分、頸城郡式分
- 一 鉄之儀は信州へ五分、頸城郡五分

一 茶三分通信州、七分通頸城郡
一 塩魚・干魚類不残信州へ差遣申候、

但、内塩鱒・鯨・鯉・干鳥賊は式分通当郡にて売捌申候

一 藍玉・干魚類不残信州へ差遣候、

一 瀬戸物類信州へ八分、当郡二分、

一 砂糖類三分信州、七分頸城郡

一 材木類不残当郡にて売捌申候

右之通ニ御座候、此外諸品入荷物五分通り信州、五分通りは当郡ニ而相捌候、信州之儀ハ何郡ニ限り候儀無之、

近世後期における一万石大名領陣屋町の経済的機能(鶴岡)

近世後期における一万石大名領陣屋町の経済的機能(鶴岡)

都て一国へ差遣候、品ニより候へは、上州迄差出候、尤飯山・善光寺・松代・上田・松本辺之方第一に捌揚所ニ
て御座候、当国之儀も頸城郡之外刈羽郡にも少々売出候

天明六年午五月

今町大肝煎

福永彦左衛門

同じ越後頸城郡中にあつても、直江津と糸魚川とでは、後背地農村の生産事情を異にし、また文中頸城郡売と称されるものの中に、糸魚川を含むと思われるが、信州向けの諸荷と称されるものの混載荷の内容を暗示している。

なお、嘉永二年の運上銀による検討が、どの時限まで遡り得るか、確定は困難であるが、目安として糸魚川町の流通課税額の時代的变化を示せば次の通りである(なおお浮役の課目中、参考として船役・旅船脚役を付した)。

第23表 糸魚川町運上金・浮役金表

年次	運上金額	船役	船役	
			歩朱	文
享保20	162.2.2		0.1.0	
元文4	289.3.0		0.1.0	
延享4	163.1.0			
寛政8	287.1.0	13.1.0	1,618	文
文化3	338.2.0	12.3.0	5,575	銭
" 5	303.2.0	12.3.0	5,487	
" 7	358.0.0	12.3.0	4,242	
文政1	448.0.0	12.2.2	5,248	
" 2	408.2.0	13.1.2	7,872	
" 4	455.0.0	16.2.0	8,570	
" 5	510.0.0	18.3.0	11,182	
" 6	475.3.0	21.1.0	10,060	
" 7	423.2.0	25.1.0	8,224	
" 8	455.0.0	20.2.0	9,624	
" 9	505.3.0	20.3.0	9,455	
" 10	543.3.0	20.0.0	10,373	
" 11	440.0.0	19.2.0	9,448	
" 12	482.0.0	19.1.0	8,558	
天保2	488.1.0	20.1.0	6,894	
" 3	454.2.0	18.3.0	6,634	
" 4	344.2.0	17.3.0	6,417	
" 6	368.2.0	17.2.2	3,985	
" 7	375.0.0	17.2.0	6,328	
" 8	350.1.0	17.2.0	5,371	
" 9	362.2.0			
" 10	399.0.0	18.0.0	4,425	
" 11	400.0.0	18.0.0	5,111	
" 12	480.0.0			
" 13	485.3.0	15.2.0	5,180	
" 14	425.2.0	16.0.2	4,416	
嘉永2	442.1.0	13.0.0	3,345	
安政2	389.2.0	9.1.1	1,551	

註1 町年寄「運上金通」(小林家文書)に拠る

註2 運上金・船役金額は十分一を除いた額、但し端額は省略

史料採訪の不手際から、年代的に断続があるが、運上銀額の増加は文政期に顕著であり、天保の中期に減少して、

後期以後嘉永二年まで文政期にほぼ復しているから、化政期迄は廻り得ると思う。

前にみた文化一一年糸魚川藩の收支予算書(第一五表A)によれば、流通課税たる町方の運上金は三五〇兩と見込まれ、西浜領収納金額の約一割を占める。数字の上で示されるこの一割が、領主経済及び糸魚川町にとってどのような意味をもつものであつたらうか。

運上銀負担を齎らす同地の廻船業者の安永期の在り方については先に触れたが、その際に廻船業を営んでいた御用達池原家に残されている文化一二年以降の店卸帳によつてみれば、年によつて異同はあるが、概ね総々高の過半部分が、米の買入によつて占められている。例えば文化一二年(一八一五)についてみると、金沢大聖寺宿で魚津米を五百兩式歩式朱(約七五〇石)、新潟では九六〇兩式歩で三四三七俵、越後寺泊では一〇四九兩で四一五〇俵、今町では天領米・六万部御蔵米等五六二兩分、合計金額三六〇〇兩余の米の買付けを行なっている。同年二月の大坂における加賀米相場は七一匁九分、四月には七八匁六分を記録しているが、金沢大聖寺宿で買付けた米二百石の代金は一三四兩、仕切表の金銀相場は六四匁一分であるから、同地の魚津米相場は四二匁四分となる。大量の米の買付けがどのように売捌かれるかは不明であるが、上方を対象とすれば輸送費その他の雑費を見込んでも、地域的・季節的価格差による販売益は相当なものであつたと思われる。

先進地畿内と競合する形での特産地の地方拡散が、ほぼこの時期に認められることは従来指摘されるところであるが、このことは領主米市場としての大坂の他に、納屋米市場の拡大を意味する。つまり幕末期になると、糸魚川海上商人は、そうした納屋米(領主米を含めて)流通の仲介商業を営みつつ、領内への移入商品の買付けと運送を行なうという形態をとっていたものとみることができると、さきにみたこの地の移出入役金のアンバランスが持続され得た条件がそこにあり、またかつてこの町の有力商人であつた信州問屋の弱体化していった原因も、そこに求められると思

われる。

ただここでこのような地域的分業に拠りかかった形での遠隔地商業の発展のほか考慮したいのは、地廻り市場をどの程度に評価すべきかの問題である。池原家の文化一二年の店卸勘定帳のうち、在物メ高にみえる在庫米は、一石六二匁を見込んで貨幣換算を行なっており、先にみた魚津米四二匁四分との間に可成りの開きが認められる。

江戸時代末期の様相を伝えていられると思われる糸魚川町の明治五年職分総計をみると、雑業の比重の高さが著しい特徴となっている(第二四表)。雑業の内容は明らかでないが、明治三年の七ヶ町明細帳にみえる町民の余業の記事から推察すれば、男子の日雇・手間取・駄賃取・浜稼・、女子の被雇仕事・賃仕事・手間奉公・冬木綿織等、交通労働者・加工部門における細民層の労働力の販売を指すものと思われる。このような雑業として一括されている層は、格別特産物を持たない非商業的農業地帯領域農村民の広汎な参加と共に、同地の米市場を形成したと思われる。

第24表 明治5年糸魚川町職分総計

	男	女	計	%
官			3	0.7
員			11	
術			441	24.7
農	435	6	483	27.0
商	480	3	226	12.7
工			623	34.9
雑業	534	84	1,787	100.0
総計	1,694	93		

間に確執を生じ、公儀より吟味を受けた際、幕府の神社奉行所へ宛てた信州問屋の差出書に、新道開通による糸魚川の被害として、「塩着等取扱ひ候中買小売人七八拾人、其外信州江之交易之諸品商候物共三百人余、右買売之品取扱致し候日雇之者数百人、何れも信州江之交易ニ而渡世仕来候(中略)且又右運送以渡世仕来候牛方并荷背負人等、糸魚川在根知谷川西谷之内数百人有之、是又難渡仕候」(青海村ニ而新道切開候ニ付御上様より大公儀表江御達之写一件写)御風記会館所蔵郷土史料の内)と述べており、信州交易に参加する諸商人・運輸労働者の比重の大きさをよく表現している。

そしてそれは、町を主体とする一部の有力領民の年貢先納の肩代わりによって、領主米に規定された高価な米の販売が、労賃の支払手段に利用されて可能になる。このことは商人資本の生産物の蒐荷―例えば干鰯など―に際しても同様な機能を果し得たと思ふ。

極く小地域の規模に限定された領主経済の循環は、収奪の大部分を江戸の支出に消費し、収奪の一部を領内に還元することが少なかったから、それに触発されての生産力の発展は期待できなかったといえる。農業生産力の発展に支えられて形成された全国的な地域的分業に、間接的に参加し得たのは、中継交通都市的機能であり、周辺農村の生産力に立脚しない米市場を形成し得たわけである。

米納地代制に基礎をおいた領主は、そのような都市の上層町民である才覚人層に収奪の一部を分与しつつ、収奪機能を転嫁することによって、その経済を支えていたのが近世後半の実態であったといえよう。その場合、上層町民が領主の収奪機能を肩代わりし得た条件が、彼らの陸上及び特に海上の仲介商業に負うものであったことを指摘したのである。そうした商人の営業の実態や、領主の収奪からの分与が領民の反抗にあり事実などについては別稿に譲って、ここには触れずにおく。

註

- (1) 例えば、御用達筆頭格の廻船業者池原家の場合、文政二年の納米小作人附帳によれば、根知谷周辺の農村分を含めて、小作米高は一五二石六斗七升三合勺寸となつてゐる。

- (2) 「竹原市史」第四巻史料編二、六七―六八頁

近世後期における一万石大名領陣屋町の経済的機能(鶴岡)

- (3) 船体の規模を測定する船の積載量は、課税基準となる

石数と、実積石とは可成りの開きがあることが、高田藩領青海村の文化七年書上によって指摘されている(「青海町役場編」「青海―その生活と発展―」四三六頁)が、その開きが何時頃から顕著になるかは確証がない。ただし安永九年の船役銀についてみると、規定の役銀に五割の

近世後期における一万石大名領陣屋町の経済的機能(鶴岡)

一一〇

割増税を徴収しているから、当時既に相当の開きがあったことは推察される。

が八名を数えている。

(4) 文政二年の黒川騒動の際、御用金を課せられた者のうち、町年寄・割元等行政機構に連なる者及び才覚加談人らを除く殆ど全員が江戸表出訴に参加しているが、不参加者についての説明に、「当時上方行」と記してある者

(5) 渡辺則文「近世における塩の流通」(『内海産業と水運の史的研究』所収)

(6) 渡辺慶一「江戸時代における北国街道の特殊性」(信濃一八の一)

(7) 三井文庫編『近世後期における主要物価の動態』

付記

本稿は昭和三九・四〇年度文部省科学研究費(機関研究)「近世城下町史料の基礎的研究」の報告の一部をなすものである。現地史料の探訪に当っては、史料上所蔵の小林昭三氏・池原真事氏の甚大なるご理解・ご好意の下に、貴重な史料のマイクロ・フィルムによる撮影を御許可下さり、また糸魚川市教育委員会のご協力を仰ぎ、特に網島進氏には調査の都度、史料のご誘導を賜わり、一方ならぬお世話をおかけしたし、青海町史編纂主任青木重孝氏にも、種々ご教示を頂いた。ここに厚く御礼を申し上げます。

